

平成21年2月13日(金)  
10:00~12:00  
於 大阪合同庁舎1号館別館大会議室

## 近畿ブロック発注者協議会 幹事会(第1回) (近畿地区経済活性化緊急対策会議)

### 議 事 次 第

1. 開会
2. 挨拶 幹事長(国土交通省 近畿地方整備局 企画部長)
3. 近畿地区経済活性化緊急対策会議
4. 議事
  - (1)各府県ブロック協議会の設置について
    - ・府県ブロック…すべての市町村の参画
  - (2)公共工事の品質確保向上に向けた取組みについて
  - (3)当面の検討課題及び今後の予定について
    - ・21年度の目標
    - ・21年度のロードマップ
  - (4)その他
    - ・設置要領の運営規則について
5. 閉会

#### 【配布資料】

- 資料1 地域活性化に係る緊急対策に対する取組み方針
  - 資料2 各府県ブロック協議会の設置について
  - 資料3 公共工事の品質確保向上に向けた取組み
  - 資料4 当面の検討課題及び今後の予定
  - 資料5 設置要領の運営規則
- 別添資料 公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告
- 参考資料 出席者名簿
- 参考資料 近畿ブロック発注者協議会 設立趣旨
- 参考資料 近畿ブロック発注者協議会 設置要領

## 1. 近畿地区経済活性化緊急対策会議

- 1) 国土交通省 近畿地方整備局の取組み
- 2) 地方公共団体の取組み



平成21年2月13日

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

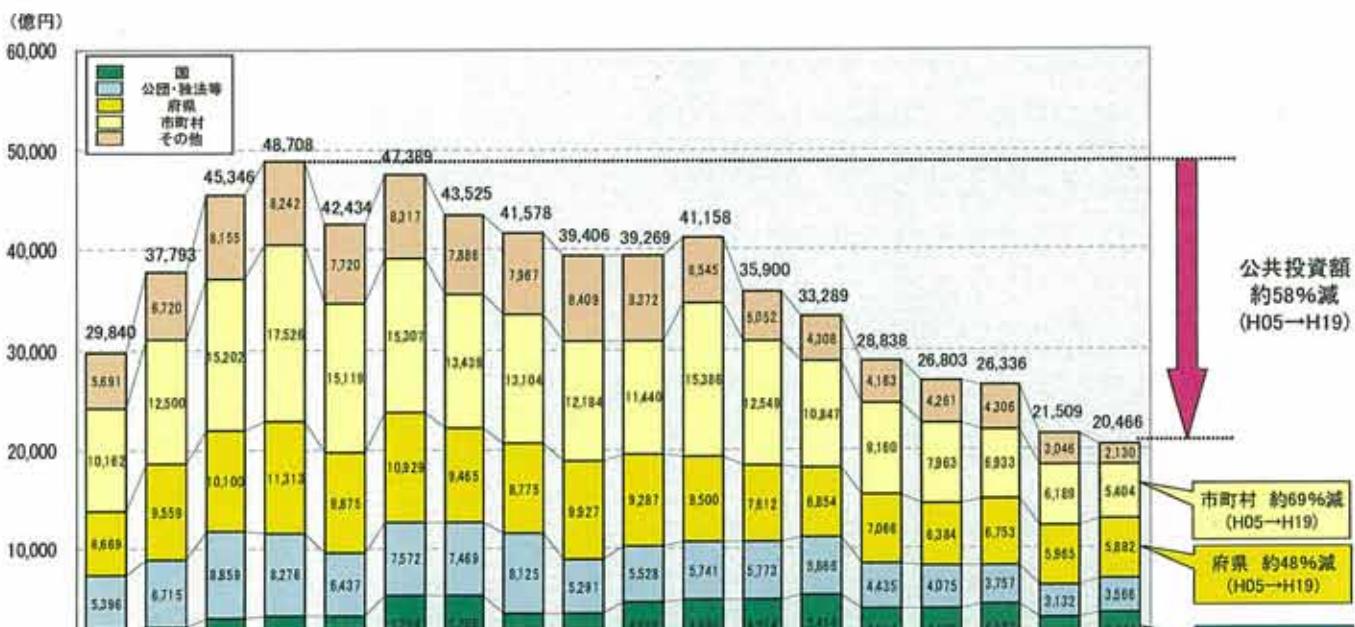


### 近畿地方の公共投資額の状況

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

#### ■ 近畿地方全体の公共投資額の推移

近畿地方全体の公共投資額は、平成05年度の48,708億円をピークに減少しており、平成19年度の公共投資額はピーク時の約42%、20,466億円となっている。全体的に各発注機関とも減少している。





### ■公共工事の発注者としての責務

#### ★2次補正等による公共工事の早期発注



### 1) 1. 国土交通省 近畿地方整備局の取組み



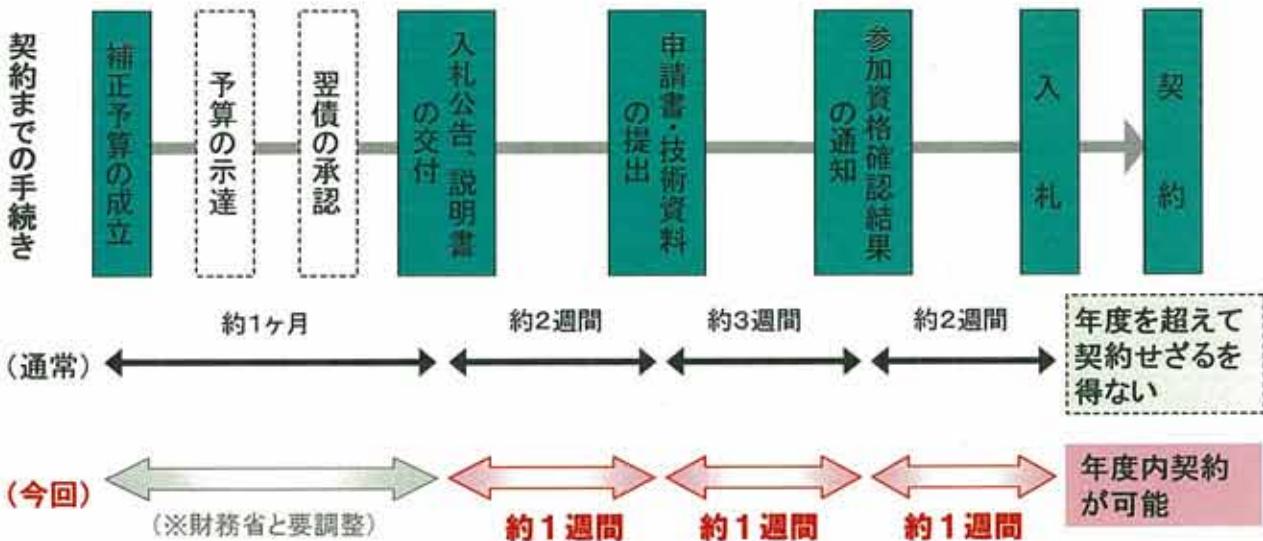


## 1. 1) 早期発注のための取り組み

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

▶ 2次補正予算対象工事(今後発注する1次補正予算対象工事も含めて)について、

- ① 工事実績を重視した総合評価による提出資料の簡素化、
- ② 概算数量発注等の積極的活用(受発注者双方の事務量の軽減) 等  
による入札契約手続きの迅速化、
- ③ 翌債申請の事前調整等、予算執行手続きの迅速化 を図る。



## 1. 1) 総合評価方式における提出資料の簡素化

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

最低限の公共工事の品質確保を図りつつ早期発注を行うため、受発注者双方の作業時間を短縮を可能とするよう、工事実績を重視した総合評価方式を導入。

発注にあたっては概算発注又は詳細設計付工事発注を活用し、さらなる早期発注を推進。

### 通常の総合評価方式(簡易型)の評価項目

- 加算点上限は30点
- 簡易な施工計画  
例:コンクリートの品質の確認方法の適切性
- 配置予定技術者の能力(ヒアリング)  
例:当該工事の施工上の課題等の理解度
- 配置予定技術者の能力  
例:主任技術者の工事成績評定の平均点
- 企業の施工能力  
例:企業の工事成績評定の平均点
- 企業の手持ち工事量
- 地理的条件  
例:地域内における本支店・営業所の所在
- 地域貢献の実績  
例:災害協定等に基づく活動実績の有無

### 工事実績を重視した総合評価方式の評価項目

- 加算点上限は30点
- 簡易な施工計画  
例:コンクリートの品質の確認方法の適切性
- 配置予定技術者の能力(ヒアリング)  
例:当該工事の施工上の課題等の理解度
- 配置予定技術者の能力  
例:主任技術者の工事成績評定の平均点
- 企業の施工能力  
例:企業の工事成績評定の平均点
- 企業の手持ち工事量
- 地理的条件  
例:地域内における本支店・営業所の所在
- 地域貢献の実績  
例:災害協定等に基づく活動実績の有無

⇒省略

企業や  
技術者の  
施工能力  
等を評価



# 1) 1. 国土交通省の取組み

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

## ■ 平成20年度第2次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

国土交通事務次官から直轄・独法 各発注機関の長あて

国会公第171号

平成21年1月27日

先般、新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において、「生活対策」が決定され、このうち中小・小規模企業支援等対策、地域活性化対策及び住宅・防災強化対策の「国民生活と日本経済を守る」ための政策展開を行う「平成20年度第2次補正予算」が1月27日に成立し、所要の予算が追加されたところである。

平成20年度国土交通省所管事業の執行については、既に平成20年4月1日付け国会公第212号及び平成20年10月16日付け国会公第122号により種々御配慮をお願いしているところであるが、第2次補正予算による追加事業を含めた今後の所管事業の執行に当たっては、前記通達によるほか、下記の事項に十分留意の上、引き続き適正な事業の実施を図られたく、命により通達する。(官庁営繕部、施設等機関、特別の機関、地方支分部局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会事務局)

なお、これに伴い、事業の実施に当たる職員の健康管理についても十分留意されたい。

### 記

1. 今後の所管事業の執行に当たっては、平成20年度第2次補正予算による追加事業も含め、早期かつ着実に実施すること。また、いわゆるゼロ国債による事業についても、公共事業の平準化を推進する必要性を勘案し、事業の早期実施に努めること。
2. 入札・契約手続を早期かつ適正に行うため、総合評価落札方式における提出資料の簡素化等により、可能な限り一般競争入札方式等の手続に要する期間の短縮に努めるとともに、工事の種類、現場条件等を考慮した概算数量発注や詳細設計付工事発注の積極的活用等により、引き続き事務の改善及び効率化に努めること。
3. 工事の発注に当たっては、ダンピング受注の防止徹底や不調・不落対策等による適正価格での契約を推進すること。また、地域建設業経営強化融資制度等に関する債権譲渡承認事務の迅速化、工事検査及び支払事務の迅速化に努めるとともに、下請業者に対する請負代金の金額の設定及びその支払が適正に行われるよう、「建設業法」(昭和24年法律第100号)等の関係規定の遵守を請負業者に徹底すること。
4. 平成20年6月17日に閣議決定された「平成20年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の趣旨を踏まえ、引き続き中小企業者等の受注機会の確保に努めること。



# 1) 1. 国土交通省の取組み

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

## ■ 平成20年度第2次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における入札・契約業務等の円滑な実施について (その1)

国土交通省 大臣官房地方課長 技術調査課長 官庁営繕部計画課長  
から各地方整備局 総務部長 企画部長 営繕部長あて

国地契第49号

国官技第260号

国営計第87号

平成21年1月27日

この度「平成20年度第2次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について」(平成21年1月27日付け国会公第171号)により、平成20年度第2次補正予算による追加事業を含めた当省所管事業について、早期執行を図るとともに、入札・契約手続を早期かつ適正に行うための事務の改善及び効率化について通知されたところである。これを踏まえ、下記事項に留意の上、入札・契約業務等の円滑な実施に努められたい。

### 記

#### 1. 入札手続期間の短縮等

##### (1) 簡易型総合評価落札方式における提出資料の簡素化等

「簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成17年10月7日付け国地契第83号、国官技第137号、国営計第85号)記2において、簡易型総合評価落札方式の評価項目について定めているところであるが、簡易型によって行われる工事のうち比較的小規模で工期が限定されるもの(以下「工期限定工事」という。)については、「簡易な施工計画」の提出を原則として求めないものとする。この場合においては、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」(平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号の別添)を参照として簡易な施工計画以外の適切な評価項目を設定するものとする。また、工期限定工事を工事希望型競争入札方式で実施する場合は、「工事希望型競争入札方式の手続について」(平成17年10月7日付け国地契第82号、国官技第138号、国営計第86号)記4(1)(3)に規定する「当該工事に係る簡易な施工計画」の提出を原則として求めないものとする。

##### (2) 入札・契約手続期間の短縮

総合評価落札方式による場合の手続に係る日数については、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)の別紙、「一般競争入札方式の拡大に伴う手続の運用について」(平成17年10月7日付け国地契第81号、国官技第136号、国営計第84号)の別紙1及び「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」3-3(3)において標準的日数を示しているところであるが、工期限定工事(「入札保証金の取扱いに



## 1) 1. 国土交通省の取組み

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

### ■ 平成20年度第2次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における入札・契約業務等の円滑な実施について（その2）

国土交通省 大臣官房地方課長 機構調査課長 官庁営繕部計画課長  
から各地方整備局 総務部長 企画部長 営繕部長あて

国地契第49号  
国官技第260号  
国営計第87号  
平成21年1月27日

関する試行について」(平成18年10月16日付け国官会第1032号、国地契第65号)等に基づき入札保証金を納めさせることとされるものを除く。)については、これらの標準的日数にかかわらず、入札公告等から申請書及び資料の提出期限までの日数、申請書及び資料の提出期限から競争参加資格の確認結果の通知までの日数、並びに競争参加資格の確認結果の通知から入札書の提出期限までの日数を、それぞれ原則として7日(土曜日、日曜日、祝日等を含む。)を目処とするよう努めること。

#### 2. 概算数量発注及び詳細設計付工事発注の積極的実施

(1)概算数量発注については、「事業執行に関する措置について」(昭和53年2月17日付け建設省官技第66号)の趣旨を踏まえ、「条件明示について」(平成14年3月28日付け国官技第369号)及び「施工条件明示について」(平成14年5月30日付け国営計第24号)の規定により工事に関する施工条件を設計図書に明示することに留意しつつ、その適切な活用に努めること。また、詳細設計付工事発注についても、工事の種類、現場条件等を考慮し、適切な活用に努めること。なお、概算数量発注又は詳細設計付工事発注で実施する工事においては、当該工事に係る詳細設計及び数量(以下「詳細設計等」という。)が確定した段階で、最初の契約変更を適切に行うこと。

(2)契約変更の範囲については、「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」(昭和44年3月31日付け建設省東地厚発第31号の2)により運用されているところであるが、概算数量発注又は詳細設計付工事発注で実施する工事においては、当該工事に係る詳細設計等に基づく最初の設計変更により追加されるものについて、原則として「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの」として契約変更の対象としても差し支えないものとする。

#### 3. 留意事項

政府調達に関する規定(平成7年条約第23号)の適用を受ける工事の一般競争入札の実施に当たり、記1(2)により入札手続に要する期間を短縮するに当たっては、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」(平成6年1月18日閣議了解)Ⅱ. 1. (2)(イ)の規定に従い公告の日から入札期日までの期間を少なくとも40日確保するとともに、事前に本省担当課と協議すること。



## 1) 1. 国土交通省 近畿地方整備局の取組み

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

### ■ 平成20年度第2次補正予算等に係る近畿地方整備局における早期発注に向けた運用概要

#### 1. 総合評価方式

「簡易型」は整備局で実施している総合評価タイプの標準Ⅱ型及び簡易型を適用

#### 2. 対象とする工事

「比較的小規模で工期が限定されるもの」とは、「予定価格が3億円を越えない範囲の工事で第2次補正予算を支弁するもの」とし、「今年度内に契約締結する工事」を対象

#### 3. 総合評価方式の評価項目・加算点

企業の施工能力のうち、品質確保が維持できるものと考えられ、迅速な審査が可能である工事成績評点、表彰、技術者表彰、技術者の資格の有無(アスファルト舗装工事対象)、地域精通度を求め、加算点は合計20点とする。

#### 4. 施工体制確認型総合評価方式及び低入札価格調査「特別重点調査」の適用は従来どおり



## 1) 1. 国土交通省 近畿地方整備局の取組み

近畿ブロック発注者協議会  
近畿地区経済活性化緊急対策会議

○○○○○○○○○○○○○○○工事			
経営型Ⅲ型の評価項目と加算点			
計画	目標項目	記述	加算点
施工計画	工事管理		
	品質管理		
	安全管理		
	施工工程【社会的影響事項】	社会を 大切にし てま る方	1
	施工体制【アスファルト舗装工事の場合は記述】		1
品質の施工能力	工事実績評定		4
	施工者	建設工事等施工業者（工事請負業者）名 称（担当、監理担当員） 建設工事等施工業者（品質管理）名前 建設工事等施工業者（安全管理）名前 建設工事等施工業者（イメージアップ）名前 公共施設物販賣コンテストの実績 工事実績評定採用企業認定	2 2 2 2 1
	新規な技術の採用		1
	ISO9000やJCI-2の認証取得		1
	過去15年間における両用車工事についての担当日数(箇数)とし ての施工能力の強化		1
	技術者の資格の有無【アスファルト舗装工事の技術者認定】		1
	技術者会員		1
	組織評議制度（CPO）		1
	本店の所在地		1
	過去15年間の地域内工事の実績		1
品質の改善 意欲・地盤	実施監査の実績		1
	災害法規に対しての行動指針からの取組 状況のモニタリング活動に対する行動指針からの取組		1
その他	※ 8		

## ■簡易型総合評価落札方式における提出資料の簡素化等

○○○○○○○○○○○○○○○○工事		標準型Ⅱ型、複数型の評価項目と加算点	
分類	評価項目	点数	合計点
企業の施工能力等	工事経験評点	4	最大28 19
	企業の施工能力 高	優秀工事実績工事（工事請負者）表彰（販売、業務所員）	高大 6
		優秀工事実績工事（技術賞）表彰	
		優秀工事実績工事（安全対策）表彰	
		優秀工事実績工事（イメージアップ）表彰	
		公表実績検査結果コンテストの表彰	
	工事経験評点優秀工事認定	工事経験評点優秀工事認定	
		技術者資格の有効【アスファルト相談工事の場合は社員】	
		技術者資格	
		本店の所在地	
その他	過去5年間の地盤内工事の実績	3	
	○△△	3	

#### ■求める評価項目

- ・工事成績評点
  - ・表彰
  - ・技術者表彰
  - ・地域精通度
  - ・技術者資格の有無(アスファルト舗装工事対象)



## 1) 1. 国土交通省の取組み

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)



補正予算

## 効果発揮へ早期発注

手続き迅速化、実績重視

CALS新計画に「完全電子化」盛る

2次補正  
工事入札

## 実績重視の総合評価導入



### 1) 1. 国土交通省の取組み

近畿ブロック免注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)



制度見直しに波及も

兎直しに波及も  
（出典：経済産業省「中小企業白書」）

2次補正工事

## 入札手続き簡略化

表題交換 簡易型総合評価、3週間で

日刊建設工業新聞 H21.1.28

近畿整備局  
一般競争（拡大）49件追加  
本年度第4四半期  
来年度第1四半期  
発注予定工事

本年度第14四半期

発注予定工事

近畿地方整備局は、4月付で公表する。08年度は、次補正予算成立に伴う本年度第4四半期と09年度第一四半期に跨る予定である。
工事場所③工事④工事概要⑤工事発生規模⑥四半期別入料予定定期のその他の概要
〔一般競争（狭大）〕 〔合意部〕 ▽大阪府第3地方合同庁舎空調設備改修工事の競争入札を実施する。大阪府中央区大手前1丁目の6300坪の区域で、8月26日より道路改良工事（6月4日空調設備改修工事）、8月26日（3億円）第1工事（7月30日）、道路改良工事（7月30日）、排水構造物（6月23日）の4工事で構成される。
本官 ▽大阪府第1地方合同庁舎空調設備改修工事の競争入札を実施する。大阪府中央区大手前1丁目の4407坪の区域で、8月26日（3億円）第4工事（6月4日空調設備改修工事）、良田L4500M×H575M×W2.2mの大型プロット、排水構造物の4工事で構成される。
（滋賀県道事業部）

日刊建設工業新聞 H21.2.4



#### 1) 1. 国土交通省の取組み

## 近畿ブロック発注者協議会 (近畿地区経済活性化緊急対策会議)

同整備局によると、近畿では一次補正で道路整備費を中心約431億円(四分之一)、国直轄事業は約288億円(四分之一)、2次補正で道路や沿

公共事業で  
7500人を雇用

公共事業で  
7500人を雇用

近畿整備局計算  
国交省近畿地方整備局  
は、平成20年度1次補正予  
算と先月成立した2次補正  
予算で近畿に配分される計  
約850億円の公共事業  
で、計約7500人の雇用  
水、下水道、公園の整備などに約421億円(同約202億円)の予算がついた。

滋賀県や兵庫県労働省の子  
一々によると、公共事業への  
投資のうち約35%が労働  
者の給与所得などの人件費  
に使われ、建設業の男性労  
働者の年間平均所得は約4  
01万円となっている。

産経新聞 H21.2.3

近體詩集

早期発注へ特別簡易型試行

標準型II型と簡易型で 加算点は20点

公告から入札 最短で19日

（略）

日刊建設工業新聞  
H21.2.10

## 2) 地方公共団体の緊急対策への取組み



### 地方公共団体に対する第二次緊急要請について (1月30日付け、総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官の連名要請)

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

本年1月27日の第2次補正予算の成立を受けて、昨年9月12日の緊急要請の事項に加えて、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約手続の更なる改善を緊急かつ着実に行う必要ため、追加的措置を要請。

#### 追 加 事 項

- ・入札契約手続期間の短縮を図り、可能な限り速やかに発注
- ・完成検査、支払手続等の迅速化等により可能な限り年度内支払い
- ・地域建設業経営強化融資制度の導入、債権譲渡の迅速な運用

#### 再 度 徹 底 事 項

- ・前払金及び中間前払金の適切な運用
- ・早期発注
- ・支払い手続の迅速化
- ・予定価格事前公表の取りやめ
- ・適切な地域要件等の競争参加条件の設定等
- ・最低制限価格、低入札価格調査の見直し等のダンピング対策
- ・歩切りの厳禁等
- ・単品スライド条項等の適切な運用



## 2) 地方公共団体の緊急対策への取り組み

## 近畿ブロック発注者協議会 (近畿地区経済活性化緊急対策会議)

## ◆近畿2府5県の平成20年度第2次補正予算(補助事業)

## 【1. 補助事業内訳表（事業費）～本省配分額および一括配分額の総額ベース～】

〈全体〉

(单位：百万吨)

\*ゼロ国債分を含む計数。

出展：記者発表資料「平成20年度の第2次補正予算について」（近畿地方整備局）



## 2) 地方公共団体の緊急対策への取組み

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

**インフラ改修、公共建築物耐震など想定**

## 2次補正の地域活性化臨時交付金

政府試算 4800 億円配分で

**建設部門で3.3万人雇用創出**

## 全体で4万 7千人の 雇用創出 効果

## 2) 1. 緊急対策への取組み方針

- ・近畿2府5県・政令市の取組み概要
- ・近畿2府5県・政令市の取組み
  - ～福井県、滋賀県、京都府、大阪府、  
兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市  
大阪市、堺市、神戸市～
- ・協議会としての取組み(案)



## 2) 1. 近畿2府5県・政令市の取組み概要

### ■ 地域活性化に係る緊急対策に対する取組み方針について

#### 1. <入札手続期間の短縮>

福井県 京都府 兵庫県(県土整備部) 奈良県 和歌山県 堺市 神戸市

#### 2. <支払手続の迅速化>

福井県 滋賀県 京都府 兵庫県(県土整備部) 大阪市 堺市 神戸市

#### 3. <早期発注目標>

福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県(県土整備部) 奈良県 和歌山県 京都市 堺市  
神戸市

#### 4. <早期発注に向けた総合評価方式の取組み>

福井県 京都府 兵庫県(県土整備部) 奈良県 和歌山県 京都市 神戸市

#### 5. <地域建設業経営強化融資制度の取組み>

京都府 兵庫県(県土整備部) 大阪市



## 2) 1. 近畿2府5県・政令市の取組み

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

### ■ 地域活性化に係る緊急対策に対する取組み方針について

#### 【福井県】

##### 1. 入札手続期間の短縮について

- ・建設業法上認められた見積期間の範囲内で可能な限り入札手続期間を短縮、年度内契約締結を行う。

##### 2. 支払手続の迅速化

- ・約款規定(前金払及び部分払 14日以内、精算払 40日以内)にかかるわらず、極力支払事務を短縮、迅速な支払いを行う。

##### 3. 早期発注(年度内契約)目標率

- ・未発注工事について、年度内に早期発注する方針。

##### 4. 早期発注に資する手続期間短縮型総合評価方式の事例

- ・工種ごとに標準的な評価基準(学識経験者の意見を一括聴取)作成し、事務軽減と手続きの迅速化を図っている。

- ・簡易型(実績評価)については、事後審査として手続き期間の短縮を図っている。



## 2) 1. 近畿2府5県・政令市の取組み

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

### ■ 地域活性化に係る緊急対策に対する取組み方針について

#### 【滋賀県】

##### 1. 支払い事務の短縮

##### 2. 2次補正対応分や0県債工事の年度契約

#### 【京都府】

##### 1. 入札手続期間の短縮について

- ・一般競争入札手続きにおける見積期間について、入札公告時に見積に必要な図面等を閲覧する場合に限り、公告の翌日から起算して、建設法施行令で規定の期間を確保する方向で改正(5~7日期間短縮可能)。

##### 2. 円滑な事業執行を目指すための行動計画

- ・「建設交通部公共事業推進対策本部」を設置(H21.1.8)し、補正予算を含む平成20年度予算の年度内執行や、平成21年度事業の早期発注に向けた準備を行うための行動計画を策定中

##### 3. 支払い手続きの迅速化

- ・平成10年当時の資金繰り対策時に措置済み。現在、支払いを留保することは行っていない。

##### 4. 地域建設業経営強化融資制度…平成21年1月27日に実施済

##### 5. 早期発注に資する手続期間短縮型総合評価方式の事例



## 2) 1. 協議会としての取組み(案)

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

### ■ 地域活性化に係る緊急対策に対する取組み方針について

#### 【大阪府】

- ・大阪府都市整備部では、地域活性化・生活対策臨時交付金を景気刺激に即効性のある都市基盤施設の補修事業に活用
- ・上記交付金に係る増額補正予算を定例2月府議会に上程する予定
- ・2月議会終了後の早期事業執行に向けて、工事発注の設計積算作業等を鋭意進めており、市場への早期経済効果波及をもたらすように最大限努力していく意向



## 2) 1. 近畿2府5県・政令市の取組み

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

### ■ 地域活性化に係る緊急対策に対する取組み方針について

#### 【兵庫県】

1. 債務負担行為等の活用による早期発注
  - ・現下の経済・雇用状況を踏まえ、年度末及び年度当初における工事発注の空白期間を解消するため、債務負担行為の活用等により公共工事を早期発注。  
◎平成21年度事業の早期着手 約50億円
  - ・年度内に事業着手可能な工事については、20年度中に前払いが可能になるように前金付き債務負担行為を設定(1月補正予算計上)。
  - ・地元企業の就業機会の確保のため、土木事務所発注の公共工事について分離・分割発注を一層推進し、1～3月に約300件、約14億円の小規模工事(10百万円未満)を発注する(20年度の小規模工事に係る発注件数、金額は、19年度の110%を確保)。
  - ・早期予算の確保に努める。
2. 制限付き一般競争入札の手続期間短縮
  - ・設計金額5千万円未満の工事について、入札公告から落札決定までの標準手續期間を見積・資格確認手続等の短縮に上り 24日→16日(十日合み)へ短縮。…平成21年2月6日 拝方機関へ周知



## 2) 1. 近畿2府5県・政令市の取組み

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

### ■ 地域活性化に係る緊急対策に対する取組み方針について

#### 【兵庫県 つづき】

##### 3. 完成検査、支払手続等の迅速化

(今回の取組内容)

- ・工事検査及び支払の迅速な実施

既済部分検査を迅速に実施し、工事代金の支払を速やかに行う。

- ・建設工事代金の支払の迅速化

前払金、部分払金及び精算払金の請求書受理後、直ちに支払手続を開始する。

##### 4. 地域建設業経営強化融資制度…平成20年11月4日に実施済

##### 5. 早期発注に資する手続き期間短縮型総合評価方式の事例

- ・平成20年8月より特別簡易型を導入

・上記は施工計画の提案を求めず、入札手続期間は15日間(入札公告～技術資料提出:7日、技術資料の提出～入札:8日)としており、総合評価方式以外の工事と同期間



## 2) 1. 近畿2府5県・政令市の取組み

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

### ■ 地域活性化に係る緊急対策に対する取組み方針について

#### 【奈良県】

・事前審査型一般競争入札の事後審査型への移行、入札の各手続期間の見直し、電子入札、電子閲覧導入拡大による入札手続期間の短縮を検討中

・2次補正予算については、2月県議会において県の補正予算が成立予定

・予算成立前から予算成立条件を付して入札公告を行い、予算成立後直ちに入札・契約行為を行うスケジュールでの実施を検討中



## 2) 1. 近畿2府5県・政令市の取組み

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

### ■ 地域活性化に係る緊急対策に対する取組み方針について

#### 【和歌山県】

##### 1. 2次補正対応

- ・発注の事前準備の徹底
- ・工事公告期間の短縮 25日間→15日間
- ・年度内契約目標…用地補償費及び工事請負差額を除き原則すべて

##### 2. 次年度予算

- ・事前発注計画…発注にあたり、問題点の把握と解消

##### 3. 早期発注に資する手続期間短縮型総合評価方式の事例

- ・5千万円未満の工事に適用している特別簡易型を、2次補正に係る工事については1億円未満の工事まで適用範囲を拡大

※評価・審査にかかる期間 14日(簡易型)→7日(特別簡易型)



## 2) 1. 近畿2府5県・政令市の取組み

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

### ■ 地域活性化に係る緊急対策に対する取組み方針について

#### 【京都市】

- ・年度当初～10月までの見通し公表している工事はほぼ発注済又は契約手続に着手している。
- ・補正対応(新規工事の前倒し発注)については緊急調整を図っているところ。
- ・早期発注に資する手続期間短縮型総合評価方式の事例では、学識経験者の意見聴取が1回の場合は、入札公告～開札まで約1ヶ月で設定している。

#### 【大阪市】

- ・市長を本部長とする大阪市緊急経済対策本部会議を立ち上げ、中小企業支援部会を設置して完成検査・支払手続の迅速化等について検討中 … (例) 支払手続(請求後40日以内→20日以内への短縮)
- ・平成21年度からの「地域活力基盤創造交付金」については、交付後速やかに発注ができるよう準備を進める。



## 2) 1. 近畿2府5県・政令市の取組み

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

### ■ 地域活性化に係る緊急対策に対する取組み方針について

#### 【堺市】

- ・入札手続期間の短縮、支払い手続の迅速化については恒常的に取り組んでいる。
- ・早期発注では、LRT事業「阪堺線堺市内区間LRT化」の一環である「芝生軌道化」について、発注予定を2次補正予算で前倒し発注(約1億5千万円)する。

#### 【神戸市】

- ・入札事務では事後審査方式による入札期間短縮を図る予定
- ・支払手続の迅速化等については庁内各所属に対して契約代金の支払の迅速化を文書で要請している。
- ・総合評価方式の手続短縮の取組みでは、①事前手続の簡素化(書類の簡素化、委員会の簡素化) ②審査期間の短縮 ③学識経験者からの意見聴取の簡素化などを進めた結果、19年度と比べ2週間以上の短縮が実現でき、引き続き手続の簡素化に努めていきたい。 ※公告～開札まで、最長40日、最短29日



## 2) 1. 協議会としての取組み(案)

近畿ブロック発注者協議会  
(近畿地区経済活性化緊急対策会議)

### 近畿ブロック発注者協議会としての取組み(案)

#### <緊急対策に係る情報共有と連携強化>

事務局(近畿地方整備局)



各機関

◆各機関から最新の取組み情報の提供を行い、  
事務局から各機関へ情報発信を実施  
(※概ね10日ごとにメール配信)

#### <情報共有する内容>

- ・入札手続の短縮や支払手続の迅速化に関する情報
- ・早期発注に向けた総合評価方式の具体的な評価項目の簡素化に関する情報
- ・発注及び契約状況に関する情報 等

## 2. ブロック協議会の設置について



平成21年2月13日

近畿地方整備局



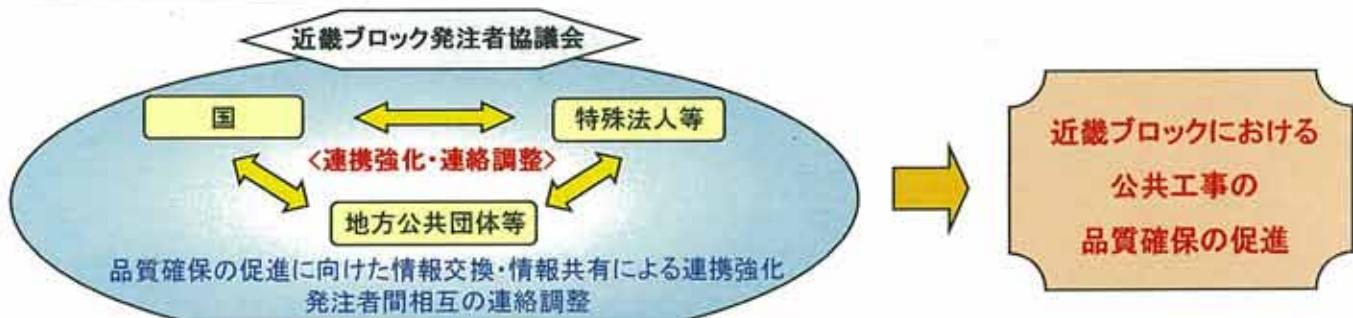
## 2. ブロック協議会の設置について

近畿ブロック発注者協議会  
(第1回幹事会)

### 発注者協議会設置の背景

- 平成17年4月に「品確法」が制定。公共工事の品質確保は全ての発注者の責務に。
- しかし、地方公共団体において総合評価方式の普及が遅れていること等の課題が指摘され、公共工事の品質確保に懸念。
- 平成20年度3月28日の品確関係省庁連絡会議申し合わせ「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」においても、「上記に掲げた施策が効果的に機能するよう、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図るため、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置する。」と記載されている。

### 発注者協議会の役割





## 2. ブロック協議会の設置について

近畿ブロック発注者協議会  
(第1回幹事会)

### 協議会の参加機関(協議会・幹事会で構成)

#### ■ 国の地方支分局【 14 機関 】

近畿管区警察局、近畿財務局、大阪国税局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、近畿地方環境事務所、近畿中部防衛局、大阪高等裁判所

#### ■ 地方公共団体【 25 機関 】

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、各府県代表市町村(福井市、池田町、大津市、高月町、綾部市、井手町、池田市、能勢町、西宮市、神河町、天理市、河合町、田辺市、北山村)

#### ■ 特殊法人等の支社等【 19 機関 】

西日本高速道路(株)関西支社、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)、関西国際空港(株)、(独)森林総合研究所近畿北陸整備局、(独)空港周辺整備機構大阪国際空港事業本部、(独)京都国立博物館、(独)奈良国立博物館、(独)京都国立近代美術館、(独)国立国際美術館、(独)奈良文化財研究所、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業西日本支社、(独)都市再生機構西日本支社、(独)日本原子力研究開発機構関西光科学研究所、(独)日本原子力研究開発機構敦賀本部、(独)万国博覧会記念機構、(独)水資源開発機構関西支社、日本下水道事業団近畿・中国総合事務所

全 58 機関



各府県地域発注者協議会



## 2. ブロック協議会の設置について

近畿ブロック発注者協議会  
(第1回幹事会)

### 協議会の構成

近畿ブロック発注者協議会

全 58 機関



幹事会



各府県ブロック協議会

- ・すべての市町村(近畿ブロックで220市町村)が参加することが条件
- ・福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の7ブロックで構成
- ・新たに協議会を設置あるいは既存の協議会等を活用するなど各ブロック独自で設置
- ・品質確保に関する情報共有及び総合評価方式の導入など年度ごとの目標を設定



## 2. ブロック協議会の設置について

近畿ブロック発注者協議会  
(第1回幹事会)

### ◆各府県ブロックの設置状況・方針

#### 【福井県】

- ・「福井県公共工事品質確保推進協議会」(県と市町で組織)、「福井県公共工事入札制度検討会」(県農林水産部及び土木部)の既組織を活用・拡充して、県内部の部局間や市町との協議、情報共有に努めていく。

#### 【滋賀県】

- ・「滋賀県公共工事契約業務連絡協議会」、「滋賀県公共工事品質確保推進協議会」の既協議会を活用して発注者協議会の内容を周知したい。

#### 【京都府】

- ・「京都府公共工事契約業務連絡会」、「京都府技術管理連絡協議会」、「近畿地方公共工事品質確保推進京都府会議」の合同会議(H21.3.6開催)において、技管協及び品確京都府会議を統合し、京都府発注者協議会(仮称)とする方向で提案・発注者協議会の立ち上げを予定している。(公契連とは統合しない)

#### 【大阪府】

- ・大阪府では、入札・契約を一元的に取り扱う総務部契約局があり、府内市町村と契約局とは、「大阪府公共工事入札・契約事務連絡協議会(府公契連)」を組織して研修会や情報交換を実施している。
- ・こうした状況から、今後も大阪府としては、「府公契連」を活用し、総合評価方式の導入・拡大をはじめとする品質確保に関する取り組み等について、情報共有及び連携強化を図っていく予定である。



## 2. ブロック協議会の設置について

近畿ブロック発注者協議会  
(第1回幹事会)

### ◆各府県ブロックの設置状況・方針 つづき

#### 【兵庫県】

- ・平成21年度の公契連(公共工事契約業務連絡協議会)の開催日に併せて設置予定

#### 【奈良県】

- ・奈良県では、平成21年度に、県発注工事を土木部で一元化する方向で組織改革を計画中で、今後一元化の取組みを進めながら、ブロック協議会の設置についても検討していく予定。

#### 【和歌山県】

- ・和歌山県の公契連を利用していく方針で、今年度は3月に開催予定。

### 3. 公共工事の品質確保向上に向けた取組み

- 1) 総合評価方式の導入・拡大及び充実化
- 2) 予定価格の事後公表移行への取組み



平成21年2月13日

近畿ブロック発注者協議会

近畿ブロック発注者協議会  
(第1回幹事会)

#### 1) 総合評価方式の導入・拡大



## 1) 1. 近畿地方整備局の総合評価方式導入状況



## 2) 1. 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充

### ■ 総合評価実施状況(近畿地方整備局) 平成20年10月31日 現在

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
総合評価件数	82	97	55	123	693	1,235	708 (1,600)
総合評価金額 (百万円)	56,700	100,200	68,300	82,300	151,600	235,896	115,467
総合評価実施率 (金額ベース、%)	26.4	31.8	30.7	41.5	88.8	99.6	99.9

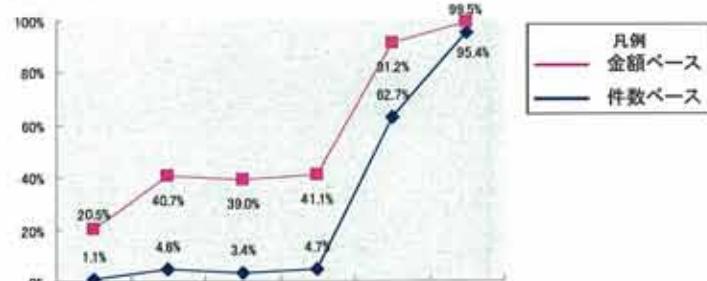
※()内は、予定件数。試算では約99.9%程度総合評価方式を実施予定

※随意契約除く

一般競争入札(全体に占める割合)



総合評価方式(全体に占める割合)





## 2) 2. 近畿地方整備局の総合評価方式への取り組み

近畿ブロック発注者協議会  
(第1回幹事会)

### ■ 総合評価発注における加算点1位の落札状況 平成20年10月31日現在

加算点順位 入札価格順位	1位	2位	3位以下	計
1位	266(49.0%)	76(14.2%)	50( 9.3%)	392(73.1%)
2位	53( 9.9%)	18( 3.4%)	11( 2.1%)	82(15.3%)
3位以下	47( 8.8%)	9( 1.7%)	6( 1.1%)	62(11.6%)
計	366 (68.3%)	103(19.2%)	67(12.5%)	536

1社応札は除く

價格=品質 = 290 / 536 = 54. 1%

價格 > 品質 = 137 / 536 = 25. 6%

價格 < 品質 = 109 / 536 = 20. 3%

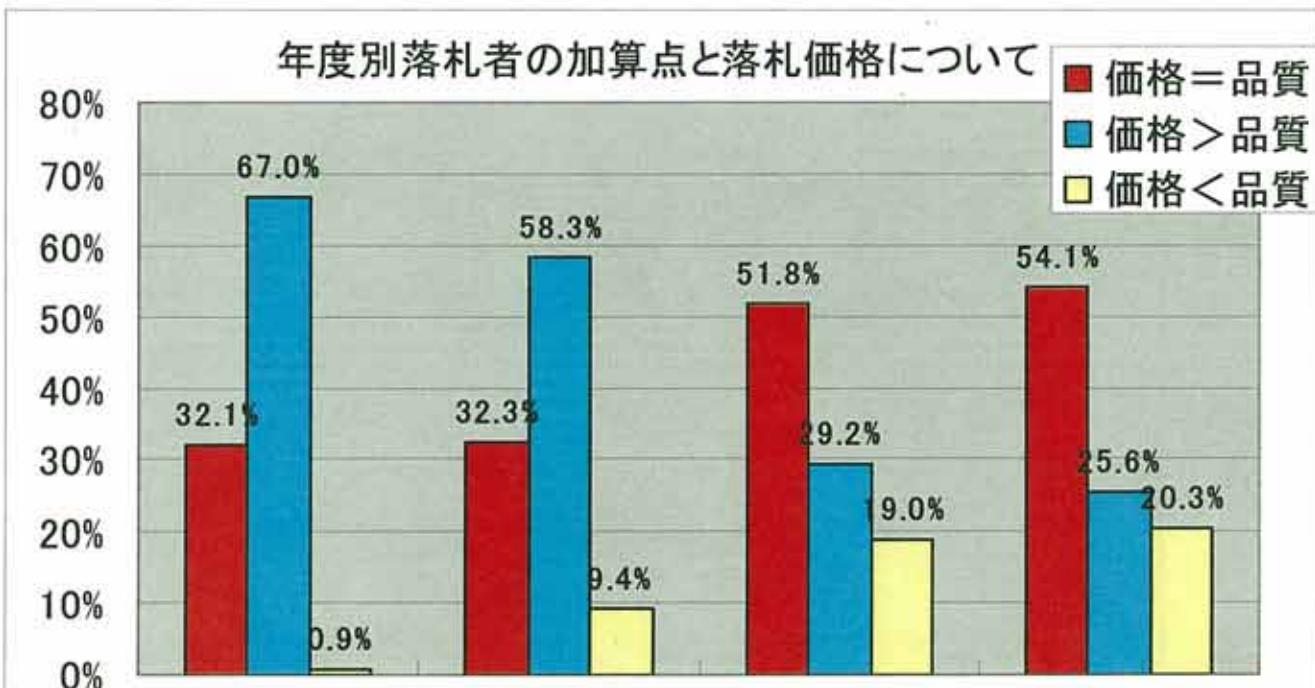
加算点順位1位のものの落札率 = 366 / 536 = 68. 3%



## 2) 2. 近畿地方整備局の総合評価方式への取り組み

近畿ブロック発注者協議会  
(第1回幹事会)

### ■ 総合評価発注における年度別落札者の加算点と落札価格 平成20年10月31日現在



## 1) 1. 各機関の総合評価導入状況・今後の方針



### 1) 1. 自治体総合評価方式の導入状況

#### ■ 近畿管内自治体の総合評価方式の導入状況

◇平成20年度(平成21年1月末時点)の近畿(福井県を除く)各府県における工事発注件数に占める総合評価導入率は10%強の状況である。(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

#### 都道府県別総合評価方式実施状況(近畿)

H21.1末時点

##### 地域別

地整	都道府県名	平成20年度 総合評価方式 実施件数 (予定)	平成20年度 工事発注件数※ (予定)	総合評価 実施率
		A	B	A / B
近畿	福井県	100件	-	-
	滋賀県	70件	1000件	7.0%
	京都府	50件	1600件	3.1%
	大阪府	160件	2300件	7.0%
	兵庫県	120件	1400件	8.6%
	奈良県	220件	900件	24.4%
	和歌山県	400件	2400件	16.7%
	近畿計	1020件	9600件	10.6%



# 1) 1. 自治体総合評価方式の導入状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第1回幹事会)

## ■ 近畿管内自治体の総合評価方式の導入状況

- ◇平成20年度の近畿地方の市町村(7府県計:220市町村)における総合評価導入率は平成21年1月末時点で68%(150市町村)で、全国平均の50%を大きく上回っている。
- ◇特徴としては、地方部の導入率が高く、都市部の導入率が低い傾向にある。

近畿7府県・4政令市における総合評価方式導入状況及び予定  
H21.1月末現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

### 政令市・特別区・市町村における総合評価方式の導入状況

地整	都道府県名	平成18年度			平成19年度			平成20年度見込み(1月末時点)		
		都道府県内導入数(A)	うち総合評価導入数(B)	導入割合(C=B/A)	都道府県内導入数(A)	うち総合評価導入数(B)	導入割合(C=B/A)	都道府県内導入数(A)	うち総合評価導入数(B)	導入割合(C=B/A)
近畿	福井県	17	0	0%	17	14	82%	17	16	94%
	滋賀県	26	1	4%	26	21	81%	26	23	88%
	京都府	26	1	4%	26	5	19%	26	9	35%
	大阪府	43	1	2%	43	6	14%	43	11	26%
	兵庫県	41	1	2%	41	20	49%	41	29	71%
	奈良県	39	0	0%	39	14	36%	39	32	82%
	和歌山県	30	0	0%	30	30	100%	30	30	100%
	近畿管内	222	4	2%	222	110	50%	222	150	68%
全国合計		1827	36	2%	1816	535	29%	1805	925	51%

近畿ブロック発注者協議会  
(第1回幹事会)

## 1) 2. 公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告







## 【構成(案)】

1. 平成19年度 年次報告のポイント
2. 総合評価方式の実施状況
  - 2-1. 普及・拡大の状況
  - 2-2. 落札者の状況
  - 2-3. 技術評価の実施状況
  - 2-4. 簡易型の評価項目
  - 2-5. 標準型の技術提案の設定課題
  - 2-6. 高度技術提案型の実施状況
3. 総合評価方式の導入効果
4. 低入札防止対策の実施効果

別添資料



## 1. 平成19年度 年次報告のポイント

### (1) 総合評価方式の普及・拡大の状況

- ・ 総合評価方式の適用率は年々増加し、平成19年度にはほぼ100%に達した。(件数ベース: 97.1%、金額ベース: 99.3%)【P6、P7】
- ・ タイプ別の実施件数でみると、簡易型は平成17年度に約1,200件だったのが、平成19年度に約9,600件と大幅に増加し、総合評価方式の実施件数の増加に大きく寄与した。一方、標準型・高度技術提案型の件数の伸びは大きくない。【P6】

### (2) 落札者の状況

- ・ 簡易型、標準型ともに最低価格者以外が落札する割合が増加するとともに、最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合も増加した。特に、標準型では、最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合と最高得点者(最低価格者)のそれがほぼ同じ割合となり、技術評価の高さが落札結果に与える影響が大きくなりつつある。【P8、P11】
- ・ また、簡易型、標準型ともに、加算点の満点が高い工事ほど最高得点者が落札



## 1. 平成19年度 年次報告のポイント

### (3) 技術評価の実施状況

- 簡易型では、いずれの地方整備局等でも「簡易な施工計画」と「企業の施工能力」の配点を高めに設定されている。【P14】
- 標準型では、技術提案に関する配点を高く設定している地方整備局等が多い。また技術提案以外の評価項目の内訳をみると、地方整備局等の間での配点割合に相違がみられる【P15、P16】
- 標準型・高度技術提案型の課題設定状況をみると、各工種ともに「性能・機能」に関する事項を設定している工事が多く、配点割合も高い。【P17】
- また、地方整備局等別にみても、ほとんどの地方整備局等で「性能・機能」に関する評価項目について配点を行っている。一方、「環境の維持」等に配点を行っている地方整備局等もある。【P18、P19】

### (4) 簡易型における評価項目

- 簡易型の評価項目別に、採用率が高いのは「簡易な施工計画」、「企業の施工能力」、「配置予定技術者」となっている。また平成18年度と比較して、平成19年度は「地域貢献度」の採用率が約2割増加している。【P20】
- 簡易型の評価項目別に、落札者と非落札者の得点率の差が大きいのは、「簡易な施工計画」と「地理的条件」となっている。【P21】



## 1. 平成19年度 年次報告のポイント

### (5) 標準型における技術提案の課題設定状況

- 標準型の課題設定状況を工種ごとにみると、一般土木やプレストレスト・コンクリートでは、「コンクリートの耐久性向上」の採用率が高い。【P22】

### (6) 総合評価方式の導入効果

- 総合評価方式の導入により、簡易型においては事故の発生率の低下が認められた。また、標準型においては、標準案を上回る技術提案が行われ、社会的便益の向上がみられた【P26】

### (7) 低入札防止対策の実施効果

- 平成19年度は、平成18年度に対して、低入札件数が減少するとともに、応札率75%以下の応札者も減少しており、低入札防止対策の効果が現れている。【P28、P29】
- また、施工体制確認型を導入している工事の方が、導入していない工事よりも最

### 1) 3. 各機関の取組み事例報告

- ・近畿農政局
- ・(独)都市再生機構 西日本支社



### 2) 予定価格の事後公表移行への取組み





## 2) 予定価格の事後公表移行への取組み

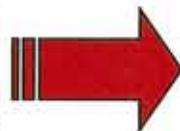
近畿ブロック発注者協議会  
(第1回幹事会)

予定価格  
事前公表

事後への転換働きかけ強化

調査  
一般競争と組み合わせで高く

**くじ引き発生率4倍**



- ・適正な競争の阻害
- ・業者の見積努力の低下
- ・積算能力のない業者の落札可能性

日刊建設工業新聞 H21.1.27

近畿ブロック発注者協議会  
(第1回幹事会)

## 2) 1. 府県・政令市の適用状況





## 2) 1. 府県・政令市における入札契約制度の状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第1回幹事会)

### ■ 近畿管内<府県>の状況

H21. 1. 31時点

府県名	入札ボンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格				
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式	予定価格	調査基準価格	最低制限価格
福井県	他都道府県の動向をふまえ検討	2億円超	公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事後	事後	事後
滋賀県	WTO対象工事で導入	1億円以上(土木一式、建築一式)	非公表	左記以外	非公表	事前	非公表	非公表
京都府	今後検討	1億円以上	公契連モデル	左記以外	非公表 (公契連モデルを参考に算定)	事前	事後	事後
大阪府	今後検討	土木一式1.8億円以上 建築一式3.5億円以上	旧公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事前	事前	事前
兵庫県	WTO対象工事で導入	1億円以上	旧公契連モデル	左記以外	直接工事費×0.85+共通仮設費×0.7 +現場管理費×0.7+一般管理費×0.3	事後	事後	事後
奈良県	検討中	5千万円以上	公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事前	事前	事前
和歌山県	他発注者の動向をふまえ検討	1億円以上	公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事後 【1億円未満事前】	事後	事後



## 2) 1. 府県・政令市における入札契約制度の状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第1回幹事会)

### ■ 近畿管内<政令市>の状況

H21. 1. 31時点

政令市名	入札ボンド実施状況 (今後の導入見通し) ※ 試行含む	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格				
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式	予定価格	調査基準 価格	最低制限 価格
京都市	4億円以上の市議会案 件	1千万円超 (H21.2.16公告分から5 千万円超)	旧公契連モデル (H21.2.16公告分から新公契 連モデル)	1千万円以下(H21.2.16 公告分から5千万円以 下)	調査基準価格と同じ	事前	事前	事前
大阪市	検討中	1億円以上	旧公契連モデル	1億円 未満	調査基準価格と同じ	事前	事後	事後
堺市	導入予定なし	1億円以上	旧公契連モデル	250万円超1億円未満	調査基準価格と同じ	事前	事前	事前
神戸市	研究中	予定価格2億円以上	公契連モデル	予定価格2億円未満	公契連モデル	事前	事後	事後



## ■予定価格の事後公表移行への取組み

### 【福井県】

- ・予定価格については、事後公表としている。
- ・設計額については、事前に設計額を探ろうとする不正な動きを防止する趣旨により事前公表としている。
- ・業者が適正な見積りを行っているかについては、1億円以上の工事について落札業者に対し工事費内訳書の提出を求め、確認を行い、契約の適正の確保に努めている。
- ・設計額の公表時期については、他都道府県の状況を参考とともに、落札率の高止まり傾向がないか、建設業者が適正に見積りを行っているか等の入札状況や建設業団体等の意見も考慮しつつ、事後公表の必要性について検討していく。

### 【滋賀県】

#### (現状)

- ・予定価格は、不正行為を防止する目的から事前公表としている。
- ・事前公表にあたり、落札価格の高止まり、入札参加者の見積努力の阻害、談合の助長などが懸念されたが、試行時や5年経過時に検証し、特に問題がないことから事前公表を継続している。

#### (取り組み)

- ・しかしながら、全国的に予定価格から最低制限価格等を類推し、適正な見積によらない応札が問題となっており、本県でも同価格付近に応札が集中傾向が見受けられる。また、受・発注者双方がコンプライアンスに取り組んできた結果、不正行為に関するトラブルも最近は報告されていない。
- ・これら情勢の変化から、平成21年度の早い時期に、予定価格の事後公表への移行を一部試行できるよう取り組む。



## ■予定価格の事後公表移行への取組み

### 【京都府】

- ・京都府においては、予定価格をめぐる過去の贈収賄事件や、官製談合防止法の制定等も踏まえ、平成15年7月から予定価格の事前公表を全面的に行っているところ。(最低制限価格等は事後公表)
- ・予定価格の事前公表にあたっては、入札時に工事費内訳書の添付を義務付けており、見積努力を削ぐことがないよう配慮。
- ・予定価格の事前公表により、入札回数は1回となり、受注者が開札時にパソコンの前で待機する必要がなくなるなど、受発注者双方にメリットがある。
- ・これらのことから、本府においては、予定価格の事前公表については当面継続する予定。

### 【大阪府】

- ・最低制限価格でのくじ落札の増加や予定価格に近い価格での落札状況を踏まえ、より一層公平性、透明性及び競争性を高めるため、事後公表の試行的実施を含めた、実態に即した効果的な方策の検討を行っているところ。

### 【兵庫県】



## ■予定価格の事後公表移行への取組み

### 【奈良県】

・予定価格等の事後公表については、平成20年3月28日の「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」により、予てから国土交通省・総務省の指導を受けていたところである。

・一方、奈良県においては、相次ぐ県内建設業者の談合事件で公共調達のあり方が問われている中で、平成20年2月に測量業務発注の際に土木事務所工務課長が特定の業者に予定価格を漏洩により逮捕されるという不祥事が発生したことから、これを受けて公共調達に対する県民の信頼回復を図ることを目的に、副知事を会長とする「奈良県入札・契約制度改革検討会」を2月27日に立ち上げ、平成20年度は、全ての建設工事において予定価格・最低制限価格等を事前公表としたところである。

・平成21年度は、平成20年度に関係方面の関係者から頂いた様々な意見を参考に、「奈良県入札・契約制度改革検討会」において、現在、予定価格等の公表の在り方について検討を重ねているところであり、3月中には結論を出したいと考えている。

### 【和歌山県】

・予定価格の事後公表化(H20.12)【予定価格1億円未満の工事を除く】

・今後、適用拡大に向け検討を進める。



## ■予定価格の事後公表移行への取組み

### 【京都府】

・予定価格の事前公表は、入札・契約制度の透明性を高める効果的な手法であると考えており、本市では、平成11年7月から工事契約における予定価格の事前公表を試行し、平成15年1月には全件に拡大した。現時点では、事後公表への移行については未定である。

### 【大阪市】

・他府県市の動向を見ていきたいと考えています。

### 【堺市】

・堺市は、来年度より最低制限価格と調査基準価格において事後公表とすることを決定しておりますが、予定価格については、入札手続の透明性の一層の向上を図るとともに、不正な入札の抑止力となりうるという観点から、事前公表を試行しています。現在のところ、事後公表への移行(試行の取りやめ)については未定であります。



## ■予定価格の事後公表移行への取組み

### 【神戸市】

・神戸市では、予定価格を探ろうとする不正な行為を防止し、事前漏洩や贈収賄などの事故を防ぐとともに、入札の透明性を確保するため、平成17年度より事前公表としています。本市では、予定価格5千万円以上の案件では、全ての入札参加者に対して積算内訳書の提出を義務付けており、現時点で特に粗雑な工事が目立つ状況ないことや、開札の結果、最低制限価格等への貼りつきが特に目立つ状況でもないため、当面、事前公表で対応したいと考えております。

## 4. 当面の検討課題及び今後の予定(案)について





## 4. 当面の検討課題及び今後の予定(案)について

近畿ブロック発注者協議会  
(第1回幹事会)

### ■ 近畿ブロック発注者協議会における平成21年度の取組みと目標

#### 1. 総合評価方式の導入・拡大

##### ◆取組み

- ①各発注者(市町村を含む。)に共通した総合評価方式の導入に関する指標の設定とフォローアップ
- ②国や都道府県が実施する研修・講習会等への市町村職員の受入
- ③技術者不足の市町村に対する技術支援体制(国、府県職員によるアドバイザー)づくり 等

##### ◆目標

- ①市町村の総合評価方式導入拡大 目標は20年度以上の導入率
- ②府県の工事発注件数に対する総合評価方式導入率 目標は20年度以上の導入率

#### 2. 品質確保に関する取組みの情報共有・促進等

##### ◆取組み

- ①地方公共団体における予定価格等の事後公表への移行促進
- ②工事成績評定データの共有化に向けた課題調整 等



## 4. 当面の検討課題及び今後の予定(案)について

近畿ブロック発注者協議会  
(第1回幹事会)

### ■ 今後の予定(案)

第1回  
協議会



H20.11.13

第1回  
幹事会



H21.2.13

各府県ブロック  
発注者協議会  
の開催  
  
※今回幹事会を  
受けて各ブロック  
全ての市町村に  
対して情報共有  
と取組み・目標に  
向かって連携を  
強化する。

第2回  
幹事会



幹事会の開催  
各ブロック協議会の開  
催後に第2回をH21.4  
～5頃開催予定  
  
【検討内容】  
●具体的な項目及び  
目標の設定  
●発注者間の情報交

第2回  
協議会



協議会の開催  
幹事会開催後、  
速やかに開催

## 直轄工事における総合評価方式の実施状況 (年次報告(案))

### 作成の目的について

- ・ 本年次報告は、国土交通省における総合評価方式の現況を取りまとめ、公表することにより、同方式の普及・拡大、ダンピング防止策、入札契約制度に関する諸課題への確実な対応に資することを目的として作成するものである。

## 【構成(案)】

1. 平成19年度 年次報告のポイント
2. 総合評価方式の実施状況
  - 2-1. 普及・拡大の状況
  - 2-2. 落札者の状況
  - 2-3. 技術評価の実施状況
  - 2-4. 簡易型の評価項目
  - 2-5. 標準型の技術提案の設定課題
  - 2-6. 高度技術提案型の実施状況
3. 総合評価方式の導入効果
4. 低入札防止対策の実施効果

# 1. 平成19年度 年次報告 のポイント

# 1. 平成19年度 年次報告のポイント

新規

## (1) 総合評価方式の普及・拡大の状況

- ・ 総合評価方式の適用率は年々増加し、平成19年度にほぼ100%に達した。  
(件数ベース:97.1%、金額ベース:99.3%)【P6、P7】
- ・ タイプ別の実施件数でみると、簡易型は平成17年度に約1,200件だったのが、平成19年度に約9,600件と大幅に増加し、総合評価方式の実施件数の増加に大きく寄与した。一方、標準型・高度技術提案型の件数の伸びは大きくない。【P6】

## (2) 落札者の状況

- ・ 簡易型、標準型ともに最低価格者以外が落札する割合が増加するとともに、最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合も増加した。特に、標準型では、最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合と最高得点者(最低価格者)のそれがほぼ同じ割合となり、技術評価の高さが落札結果に与える影響が大きくなりつつある。【P8、P11】
- ・ また、簡易型、標準型ともに、加算点の満点が高い工事ほど最高得点者が落札する割合が高い。【P10、P13】

P.2

# 1. 平成19年度 年次報告のポイント

新規

## (3) 技術評価の実施状況

- ・ 簡易型では、いずれの地方整備局等でも「簡易な施工計画」と「企業の施工能力」の配点を高めに設定されている。【P14】
- ・ 標準型では、技術提案に関する配点を高く設定している地方整備局等が多い。また技術提案以外の評価項目の内訳をみると、地方整備局等の間での配点割合に相違がみられる【P15、P16】
- ・ 標準型・高度技術提案型の課題設定状況をみると、各工種ともに「性能・機能」に関する事項を設定している工事が多く、配点割合も高い。【P17】
- ・ また、地方整備局等別にみても、ほとんどの地方整備局等で「性能・機能」に関する評価項目について配点を行っている。一方、「環境の維持」等に配点を行っている地方整備局等もある。【P18、P19】

## (4) 簡易型における評価項目

- ・ 簡易型の評価項目別に、採用率が高いのは「簡易な施工計画」、「企業の施工能力」、「配置予定技術者」となっている。また平成18年度と比較して、平成19年度は「地域貢献度」の採用率が約2割増加している。【P20】
- ・ 簡易型の評価項目別に、落札者と非落札者の得点率の差が大きいのは、「簡易な施工計画」と「地理的条件」となっている。【P21】

## 1. 平成19年度 年次報告のポイント

新規

### (5) 標準型における技術提案の課題設定状況

- 標準型の課題設定状況を工種ごとにみると、一般土木やプレストレスト・コンクリートでは、「コンクリートの耐久性向上」の採用率が高い。【P22】

### (6) 総合評価方式の導入効果

- 総合評価方式の導入により、簡易型においては事故の発生率の低下が認められた。また、標準型においては、標準案を上回る技術提案が行われ、社会的便益の向上がみられた【P26】

### (7) 低入札防止対策の実施効果

- 平成19年度は、平成18年度に対して、低入札件数が減少するとともに、応札率75%以下の応札者も減少しており、低入札防止対策の効果が現れている。【P28、P29】
- また、施工体制確認型を導入している工事の方が、導入していない工事よりも最高得点者が落札する割合が高くなっている。【P30】

P.4

## 2. 総合評価方式の実施状況

## 2-1. 普及・拡大の状況

総合評価方式の適用率は年々増加し、平成19年度にはほぼ100%に達した(件数ベース:97%、金額ベース:99%)。



図1 年度別・タイプ別の実施状況(件数)

注1)10地方整備局等(港湾省も)における実施件数。

注2)適用率は随意契約を除く全発注工事件数に対する総合評価方式実施件数の割合。

P.6

## 2-1. 普及・拡大の状況

新規

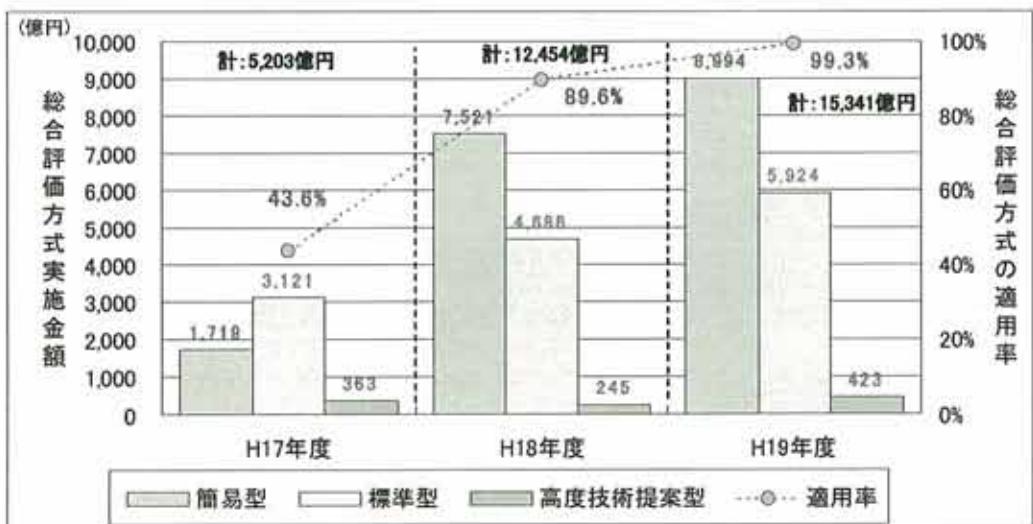


図2 年度別・タイプ別の実施状況(金額)

注1)10地方整備局等(港湾省も)における当期実施金額。

注2)適用率は随意契約を除く全発注工事金額に対する総合評価方式実施金額の割合。

## 2-2. 落札者の状況

最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合は、平成17年度の6.5%に対し、平成19年度は20.6%と大きく伸びている。

### [簡易型]

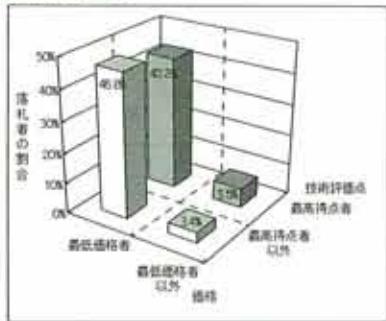


図3 落札者の内訳  
(平成17年度)

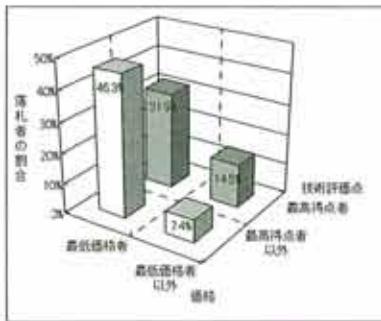


図4 落札者の内訳  
(平成18年度)

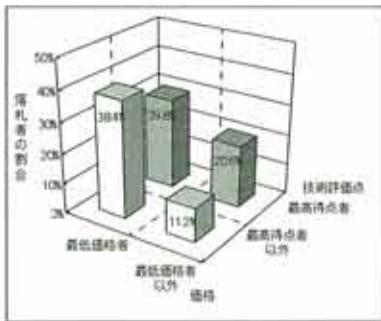


図5 落札者の内訳  
(平成19年度)

注)主要4工種(一般土木、AI・植栽、PG、飼塙上部工)に該当する工事を対象。(以降、特に注意書きがないもの以外は同様。)

## 2-2. 落札者の状況

簡易型では、最低価格者以外が落札する割合が年々増加している。

### [簡易型]

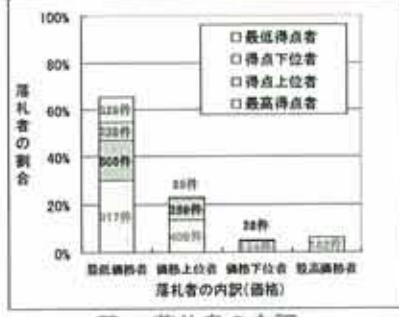
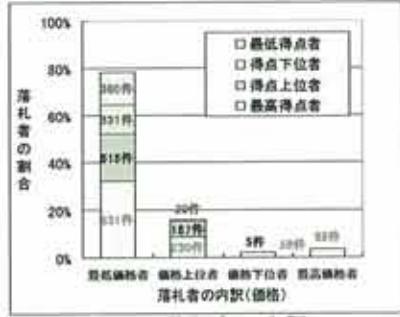
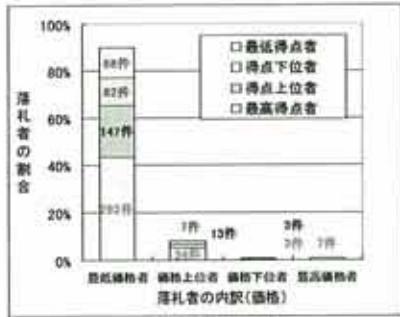
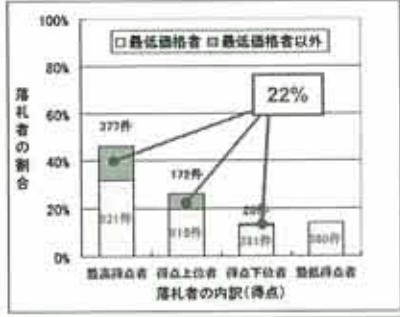
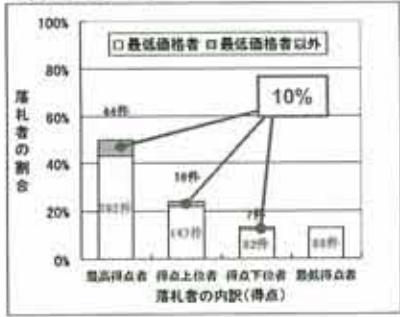


図6 落札者の内訳  
(価格)

図7 落札者の内訳  
(価格)

図8 落札者の内訳  
(価格)

## 2-2. 落札者の状況

簡易型では、加算点の満点が高い工事ほど、最高得点者が落札する割合が高くなる。

### [簡易型]

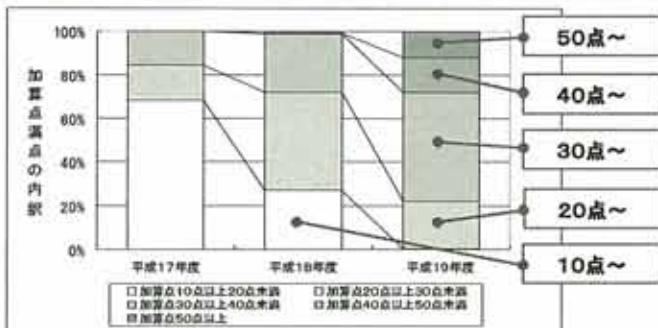


図9 年度別: 加算点満点の内訳

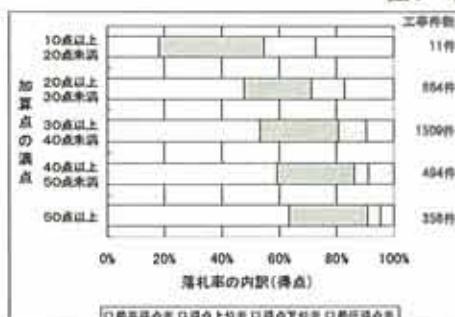


図10 加算点満点別: 落札者の内訳(得点)  
(平成19年度)

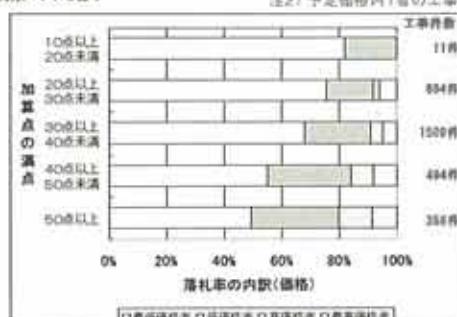


図11 加算点満点別: 落札者の内訳(価格)  
(平成19年度)

P.10

## 2-2. 落札者の状況

最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合は、平成17年度の7.1%に対し、平成19年度は28.9%と大きく伸びている。

### [標準型]

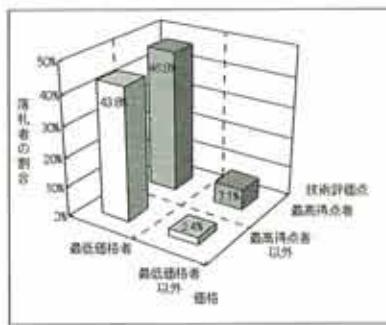


図12 落札者の内訳  
(平成17年度)

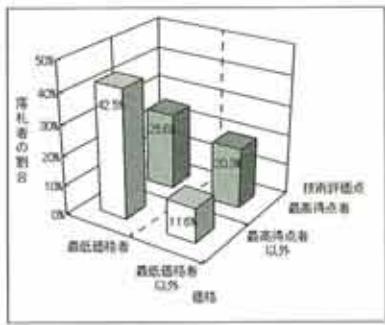


図13 落札者の内訳  
(平成18年度)

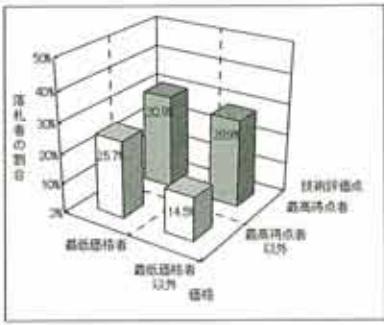


図14 落札者の内訳  
(平成19年度)

## 2-2. 落札者の状況

標準型では、最低価格者以外が落札する割合が年々増加しており、その増加幅は簡易型に比べ大きい。

### [標準型]

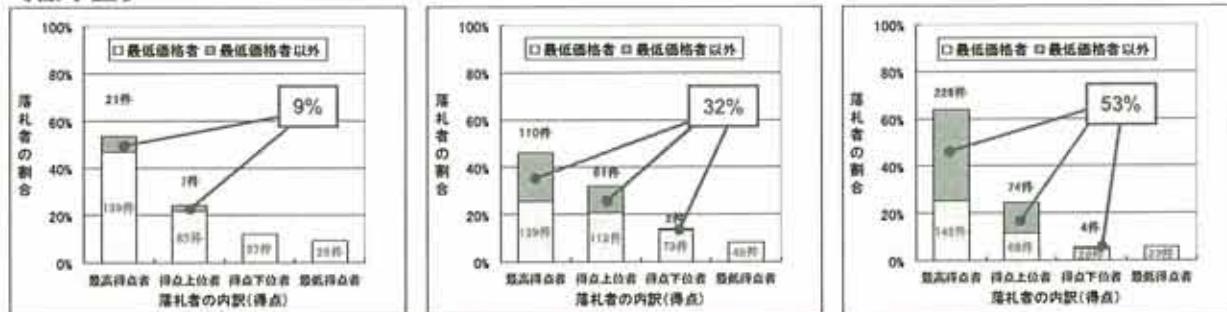


図15 落札者の内訳  
(平成17年度)

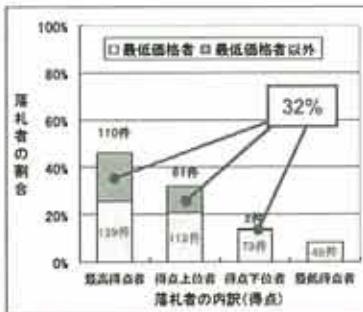


図16 落札者の内訳  
(平成18年度)

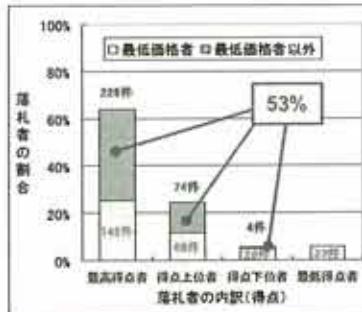


図17 落札者の内訳  
(平成19年度)

P.12

## 2-2. 落札者の状況

標準型では、加算点の満点が高い工事ほど、最高得点者が落札する割合が高くなる傾向がみられる。

### [標準型]

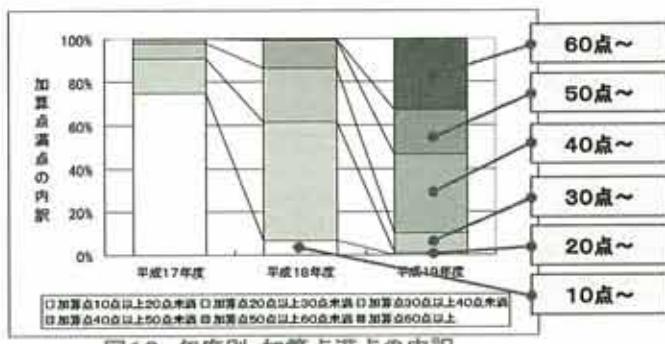


図18 年度別: 加算点満点の内訳

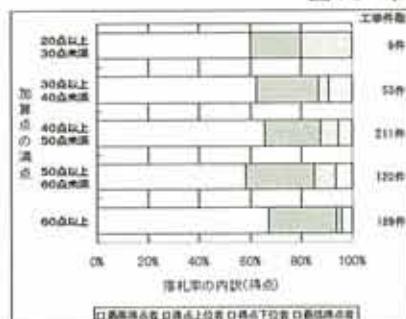


図19 加算点満点別: 落札者の内訳(得点)

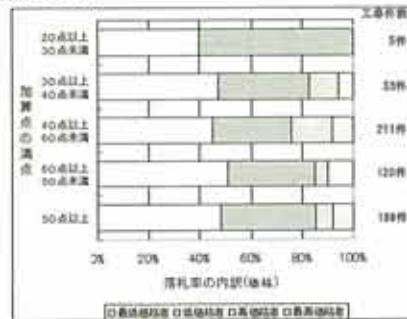


図20 加算点満点別: 落札者の内訳(価格)

## 2-3. 技術評価の実施状況

新規

簡易型では「簡易な施工計画」と「企業の施工能力」の配点を高めに設定されている。

### [簡易型]

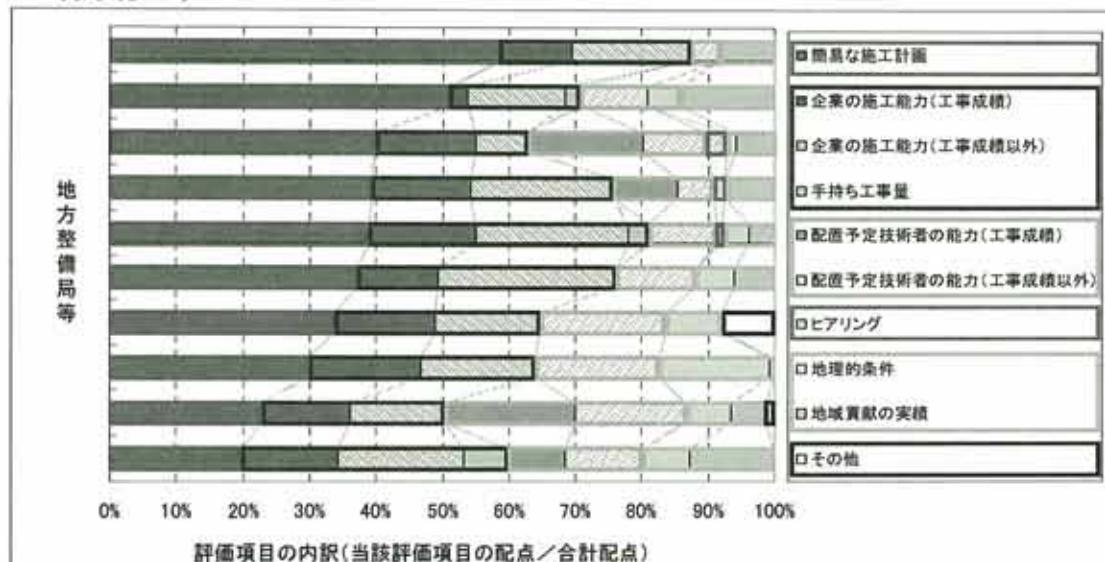


図21 地整等別 各評価項目の配点率(簡易型) (平成19年度)

(注1)10地方整備局等が発注した平成19年度第1～3四半期の契約工事のうち、各評価項目の詳細配点が確認でき、かつ主要工種(一般土木、AS舗装、PG、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。

P.14

## 2-3. 技術評価の実施状況

新規

標準型では技術提案に関する配点を高く設定している地方整備局等が多い。

### [標準型]

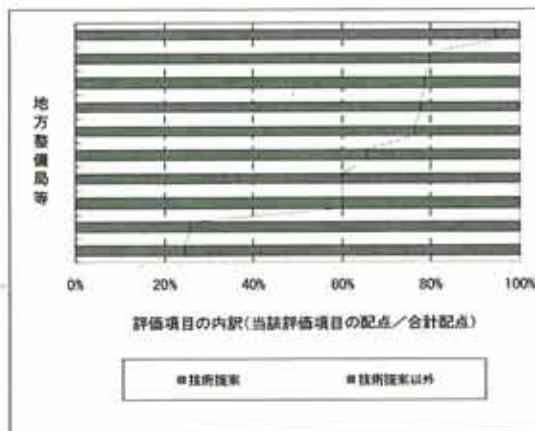


図22 地整等別 技術提案と技術提案以外の評価項目  
の配点率(標準型) (平成19年度)

(注1)10地方整備局等が発注した平成19年度第1～3四半期の契約工事のうち、各評価項目の詳細配点が確認でき、かつ主要工種(一般土木、AS舗装、PG、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。

(注2)標準型の配点率は、技術提案を除いた配点(景点)の合計に対する当該評価項目の配点(景点)の割合。

## 2-3. 技術評価の実施状況

新規

技術提案以外の評価項目の内訳をみると、地方整備局等の間での配点割合に相違がみられる。

[標準型]

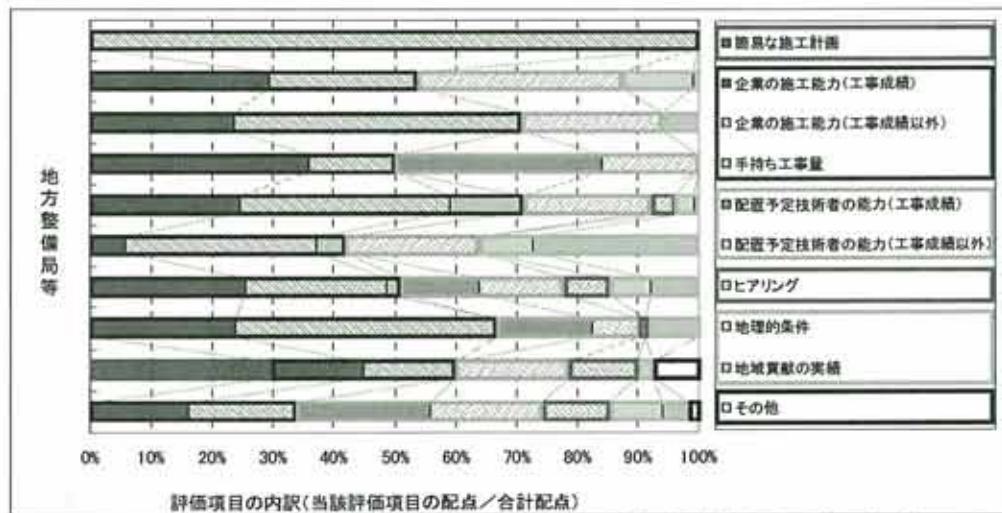


図23 地整等別 技術提案以外の評価項目の配点率(標準型) (平成19年度)

注1)10地方整備局等が発注した平成19年度第1~3四半期の契約工事のうち、各評価項目の詳細配点が確認でき、かつ主に4工種(一般土木、AE建築、PC、鋼構上部工)に該当する工事を対象。

注2)標準型の配点率は、技術提案を除いた配点(需点)の合計に対する当該評価項目の配点(需点)の割合

P.16

## 2-3. 技術評価の実施状況

新規

各工種ともに、「性能・機能」に関する事項を技術提案課題としている工事が多く、配点割合も高く設定されている。

表1 技術提案課題の採用率と配点率【標準型・高度技術提案型】

大項目	中項目	Co機造物工事 [256件]		通信工事 [159件]		As舗装工事 [156件]		鋼構上部工事 [152件]		土工事 [142件]		PC構上部工事 [124件]		
		採用率	配点率	採用率	配点率	採用率	配点率	採用率	配点率	採用率	配点率	採用率	配点率	
総合的なコストに関する事項	ライフサイクルコスト・補償費等	0.4%	(0.2%)	94.3%	(40.4%)			1.3%	(0.5%)			3.2%	(1.6%)	
工事目的物の性能・機能に関する事項	性能・機能	79.3%	(61.7%)	93.7%	(56.4%)	87.2%	(67.9%)	80.3%	(55.3%)	60.5%	(54.4%)	92.7%	(78.1%)	
		耐久性	69.1%	(48.9%)	3.0%	(1.3%)	25.0%	(13.7%)	70.4%	(46.0%)	40.3%	(30.1%)	83.1%	(68.1%)
		安定性	12.9%	(7.4%)	60.4%	(16.3%)	1.2%	(0.4%)	9.9%	(3.9%)	18.4%	(12.8%)	2.4%	(0.8%)
社会的要請に関する事項	環境の維持	その他	9.8%	(5.4%)	89.9%	(38.8%)	76.3%	(59.0%)	13.0%	(5.8%)	15.0%	(11.5%)	14.5%	(9.2%)
		騒音	51.2%	(20.6%)	1.3%	(0.3%)	13.5%	(4.8%)	36.8%	(10.4%)	44.9%	(30.7%)	16.9%	(5.1%)
		振動	29.3%	(18.1%)			11.1%	(3.8%)	21.7%	(4.3%)	19.0%	(4.3%)	6.5%	(0.8%)
		粉塵	5.9%	(1.0%)			1.2%	(0.8%)	7.2%	(0.8%)	13.4%	(5.6%)	0.8%	(0.1%)
		その他	24.2%	(8.4%)	1.3%	(0.3%)	1.0%	(1.1%)	20.4%	(4.9%)	31.2%	(16.9%)	11.3%	(4.0%)
	交通の確保	交通の確保	11.7%	(4.8%)			26.3%	(11.3%)	28.9%	(12.2%)	6.1%	(3.2%)	24.2%	(4.8%)
		特別な安全対策	28.5%	(12.4%)	6.9%	(3.0%)	34.6%	(12.8%)	52.0%	(21.4%)	21.0%	(11.8%)	30.6%	(9.3%)
		省資源対策又はリサイクル対策	5.1%	(0.4%)			3.2%	(3.2%)	2.0%	(0.1%)	2.0%	(0.1%)	21.8%	(1.0%)

注1)10地方整備局等(北海道、沖縄含む)が発注した平成19年度から平成19年度第2四半期までの契約工事のうち、CORINS登録工種の件数が多い工種を対象に累計(CORINSデータとマッチングできた1,607件を適用)。

## 2-3. 技術評価の実施状況

新規

コンクリート構造物工事の技術提案課題の配点率を地方整備局等別にみると、ほとんどの地方整備局等で「性能・機能」に関する評価項目について配点を行っている一方、「環境の維持」や「交通の確保」に配点を行っている地方整備局等もある。

### 〔標準型・高度技術提案型〕

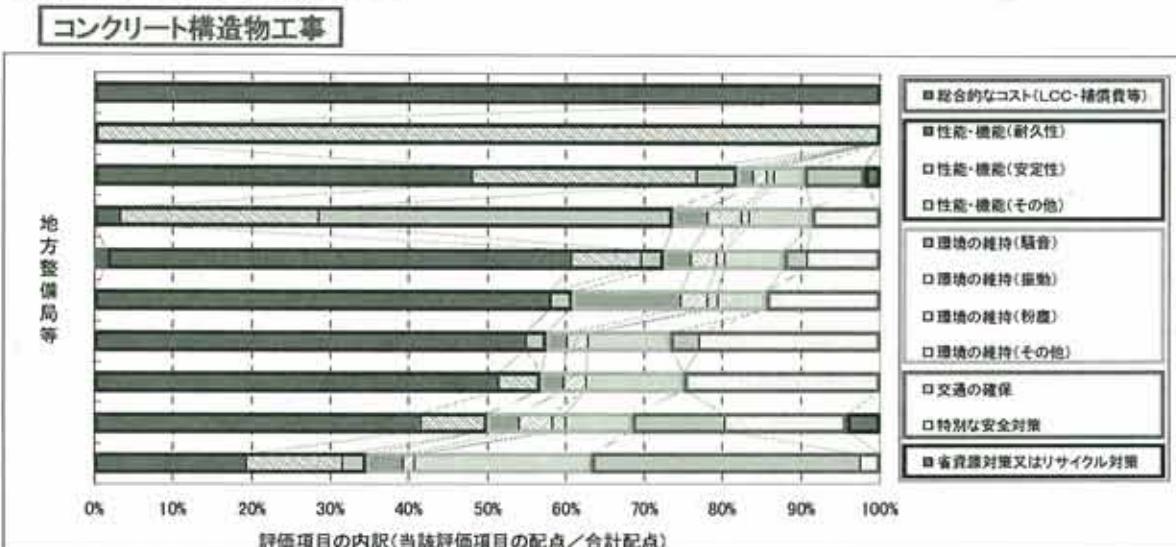


図24 地整等別 技術提案課題の配点率(標準型・高度技術提案型) (平成18年度～19年度)

注1)10地方整備局等が発注した平成18年度第1四半期～平成19年度第3四半期の契約工事のうち、各評価項目の詳細配点が確認できた工事を対象。

P.18

## 2-3. 技術評価の実施状況

新規

土工事の技術提案課題の配点率を地方整備局等別にみると、ほとんどの地方整備局等で「性能・機能」に関する評価項目について配点を行っている一方、「環境の維持」に配点を行っている地方整備局等もある。

### 〔標準型・高度技術提案型〕

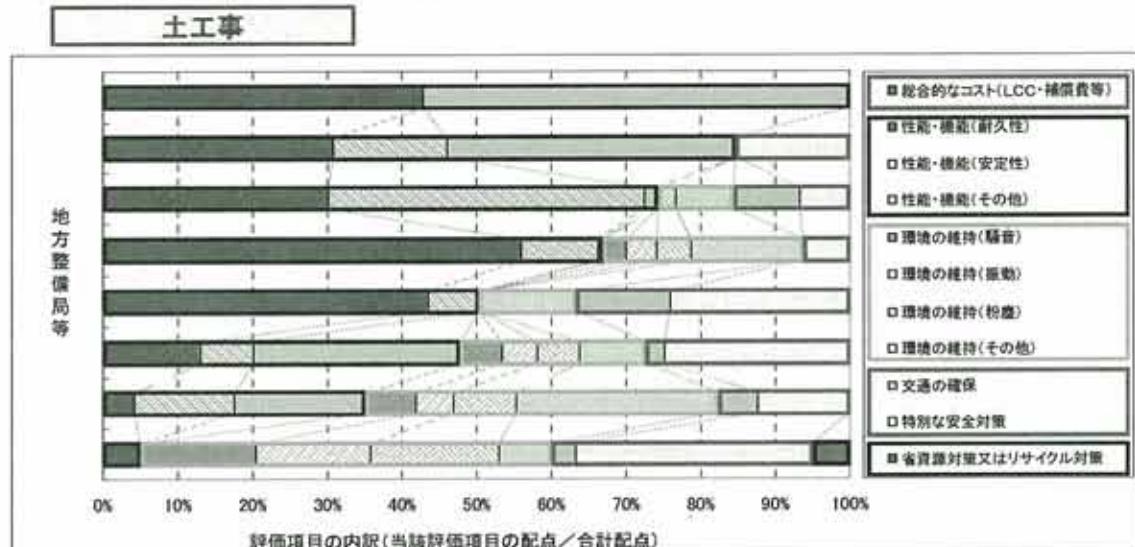


図25 地整等別 技術提案課題の配点率(標準型・高度技術提案型) (平成18年度～19年度)

注1)10地方整備局等が発注した平成18年度第1四半期～平成19年度第3四半期の契約工事のうち、各評価項目の詳細配点が確認できた地整等の工事を対象。

## 2-4. 簡易型における評価項目

簡易型の評価項目のうち、採用率が特に高いのは、「簡易な施工計画」、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」であり、次いで「地域貢献の実績」も高い。

また、平成19年度において、「地理的条件」、「地域貢献の実績」の採用率が増加し、「手持ち工事量」、「ヒアリング」は減少している。

### [簡易型]

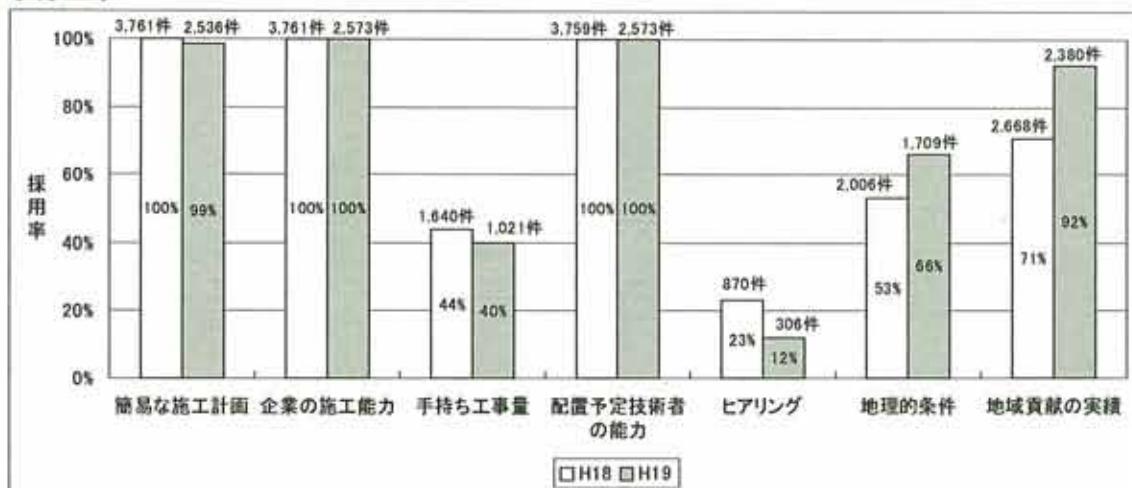


図26 各評価項目の採用率(平成18年度・19年度)

注1)採用率:総合評価方式の全通用工事に対する当該評価項目の採用工事の割合。

注2)配点:各工事の加算点の割合に対する当該評価項目の加算点の配点割合。

注3)平成19年度は第1~5回半期の工事を対象。

P.20

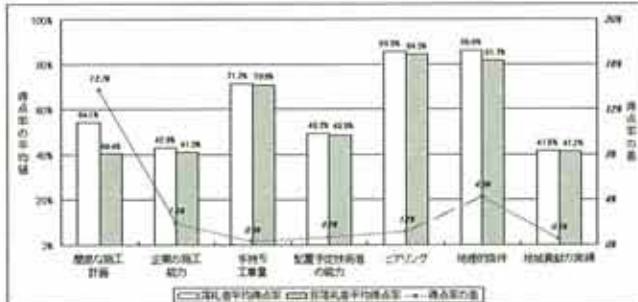
## 2-4. 簡易型における評価項目

簡易型では、得点率の平均値が高いのは「地理的条件」、「ヒアリング」、及び「手持ち工事量」である。

また、落札者と非落札者で得点率に差がついているのは、「簡易な施工計画」、「地理的条件」である。

### [簡易型]

平成18年度



平成19年度

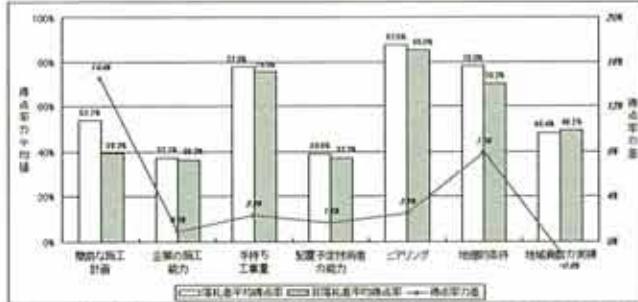


図27 各評価項目の落札者と非落札者の得点率と得点率の差

注1)得点率の差: 落札者と非落札者の平均得点率の差。

## 2-5. 標準型における技術提案の課題設定状況

標準型の課題設定状況を工種別にみると、一般土木とプレストレスト・コンクリートでは、「コンクリートの耐久性向上」の採用率が高く、平成19年度の採用率は平成18年度に比べ増加している。

アスファルト舗装では「一般交通等に対する安全対策」、「舗装完成時の平坦性」の採用率が高い。また、平成19年度において、「一般交通等に対する安全対策」、「路面走行騒音の低減値」は増加している。

鋼橋上部工では、「工事中の騒音対策・低減値」の採用率が高く、平成19年度の採用率は平成18年度に比べ増加している。

### [標準型]

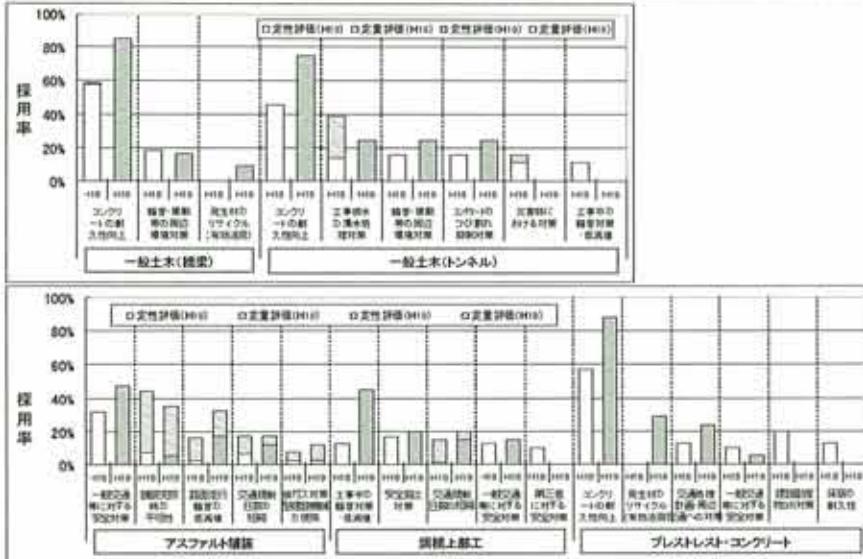


図28 技術提案に係る具体的な課題の設定状況(平成18年度、平成19年度)

注1)採用率：総合評価方式の全適用工事に対する当該評価項目分類の採用工事の割合。

注2) 平成19年度は第1~3四半期の工事を対象。

B-22

#### 2-6. 高度技術提案型の実施状況

高度技術提案型では、落札率が75%以下のものが見受けられる。

### [高度技術提案型]

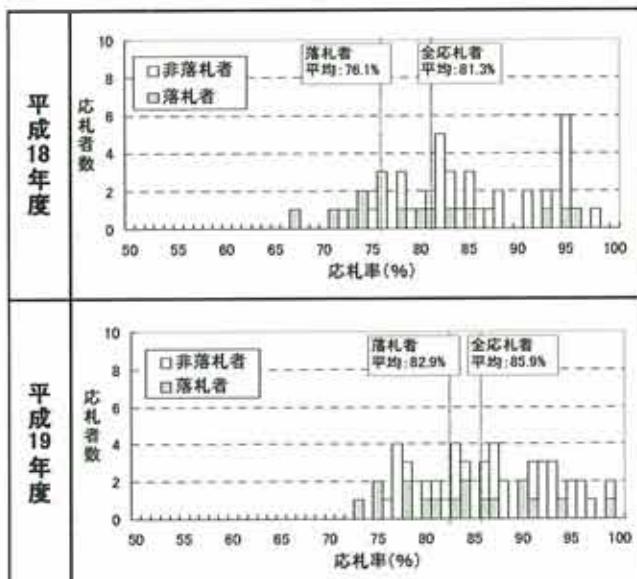


図29 応札率の分布(高度技術提案型)

### 3. 総合評価方式の導入効果

P.24

### 3. 総合評価方式の導入効果

事故の発生率の変化や社会的便益の向上の程度により効果の検証を行った結果、次のことがわかった。

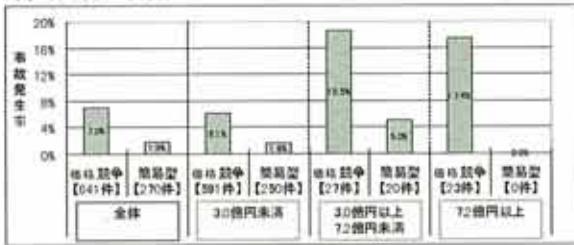
価格競争に比べ、簡易型における事故の発生率は低い。(価格競争7.0%、簡易型1.9%)傾向がみられる。

標準型では、多くの工事において発注者が示す仕様(標準案)を上回る技術提案が行われており、社会的便益の向上がみられる。

#### 〔簡易型〕確実な施工の確保

→事故や粗雑工事の発生率の低下

#### 〔事故の発生状況〕



注1)関東地方整備局におけるH18年度完成工事を対象。  
注2)主要4工事種別(一般土木、AS舗装、鋼構上部工、PC)を対象。  
注3)事故発生率=延べ事故発生件数/工事件数。

#### 〔標準型〕更なる品質の向上

→技術提案による社会的便益の向上

#### 〔技術提案による効果〕※定量的に評価可能なもののみを列挙。

技術提案の課題	技術提案による効果	
	現状実績	目標実現の平均値
技術提案の現状実績の低減(A)	1.20(A)	1.20(A)
技術提案の現状実績の向上(B)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(C)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(D)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(E)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(F)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(G)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(H)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(I)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(J)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(K)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(L)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(M)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(N)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(O)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(P)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(Q)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(R)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(S)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(T)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(U)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(V)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(W)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(X)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(Y)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(Z)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(A)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(B)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(C)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(D)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(E)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(F)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(G)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(H)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(I)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(J)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(K)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(L)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(M)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(N)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(O)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(P)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(Q)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(R)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(S)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(T)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(U)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(V)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(W)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(X)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(Y)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(Z)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(A)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(B)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(C)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(D)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(E)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(F)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(G)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(H)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(I)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(J)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(K)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(L)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(M)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(N)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(O)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(P)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(Q)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(R)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(S)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(T)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(U)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(V)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(W)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(X)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(Y)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(Z)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(A)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(B)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(C)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(D)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(E)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(F)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(G)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(H)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(I)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(J)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(K)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(L)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(M)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(N)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(O)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(P)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(Q)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(R)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(S)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(T)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(U)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(V)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(W)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(X)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(Y)	1.00	1.00
技術提案の現状実績の向上(Z)	1.00	1.00

注1)H18年度完成工事を対象。

注2)主要4工事種別(一般土木、AS舗装、鋼構上部工、PC)を対象。

注3)低減率等(%)は、1-(既行基準小標准度)/既行基準小標准度として算出。

騒音値の低減は、騒音低減度の内訳と平均。

## 4. 低入札防止対策の実施効果

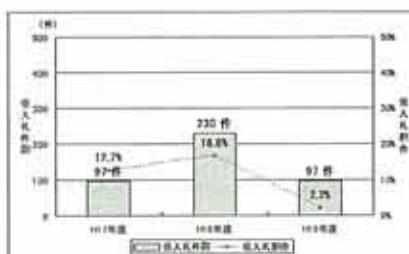
P.26

### 4. 低入札防止対策の実施効果

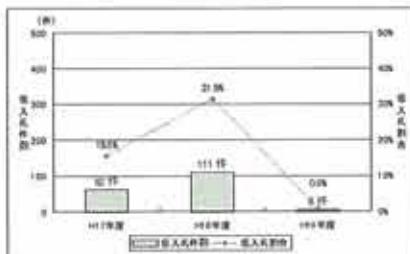
新規

簡易型及び標準型において、平成19年度の低入札件数及び割合は平成18年度に比べ、減少している。

[簡易型]



[標準型]



[高度技術提案型]

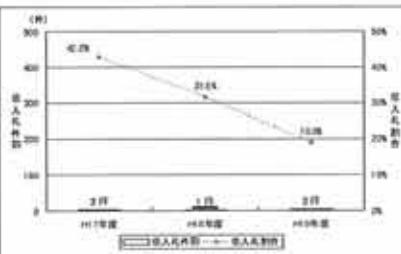


図30 低入札件数と低入札割合(件数)の推移

## 4. 低入札防止対策の実施効果

平成19年度においては応札率75%以下の応札はほとんど見受けられない。

[簡易型]

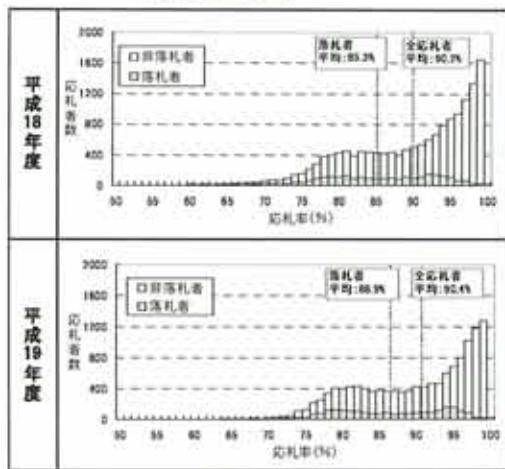


図31 応札率の分布(簡易型)

[標準型]

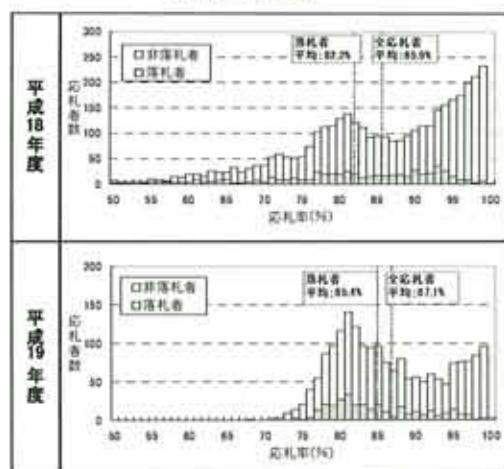


図32 応札率の分布(標準型)

(注)予定価格内1点の工事を除く。

P.28

## 4. 低入札防止対策の実施効果

施工体制確認型を導入している工事では、最低価格者以外が落札する割合が未導入に比べて高くなる。

[簡易型]

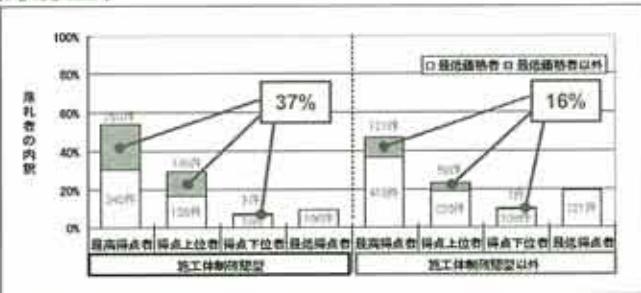


図33 施工体制確認型における落札者の内訳(平成19年度)

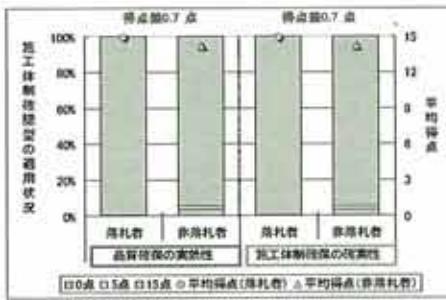


図34 施工体制評価点の得点状況(平成19年度)

[標準型]

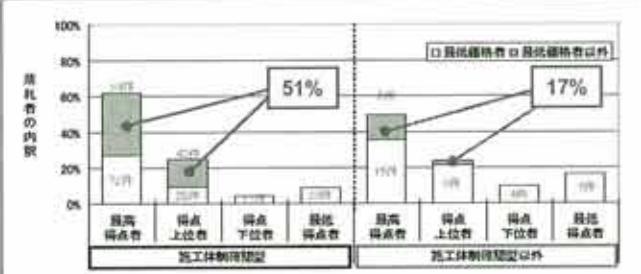


図35 施工体制確認型における落札者の内訳(平成19年度)

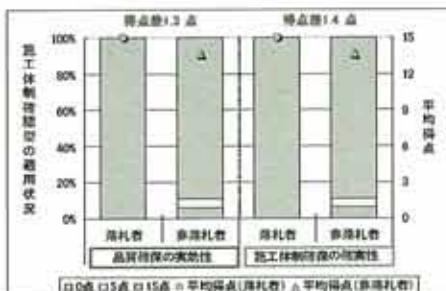


図36 施工体制評価点の得点状況(平成19年度)

## 「近畿ブロック発注者協議会」運営規則（案）

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領（案）について、下記のとおり運営規則を定める。

### 記

#### 第3条関係

##### 【活動内容】

協議会は公共工事の品質確保に向けた次の各号にあげる事項について討議を行う。

- ①総合評価の導入・拡大
- ②品質確保に関する取組みの情報共有・促進等
- ③地域貢献に関する評価の普及促進
- ④受注者間における適正な関係の構築

#### 第4条、第6条関係

##### 【副会長、副幹事長】

地方公共団体の代表で就任していただく協議会副会長及び副幹事長については、以下の順番制とする。

平成20年度	大阪府
平成21年度	京都府
平成22年度	滋賀県
平成23年度	福井県
平成24年度	奈良県
平成25年度	和歌山県
平成26年度	兵庫県

## 「近畿ブロック発注者協議会」設立趣旨

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

近年、公共工事に関しては、公共投資が減少している中で受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による品質の低下が懸念されている。

このような状況のもと、良質な社会資本の整備を図るために、平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号、以下「品確法」という。）」が施行されたが、本法律では公共工事の品質確保に関して基本理念を定め、発注者の責務を明確にするとともに、価格と品質で総合的に優れた調達への転換を図るために発注者が講じるべき措置等について規定された。

公共工事の発注者は、品確法に則って公共工事の品質確保に資する総合評価方式の導入・拡大、低価格受注への対策等に取り組んできたところである。

しかしながら、総合評価方式の普及が地方公共団体では遅れていること、不良不適格業者による受注が解消していないこと、地域の優良業者の受注機会が減少する等の問題が指摘されており、これらを解決するために総合的かつ速やかな取組みが喫緊の課題となっていた。

こうした状況を踏まえ、平成20年3月28日「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」において、公共工事の品質確保に関する当面の対策として掲げられた各施策が効果的に機能するように公共工事発注者間の連携強化を図り、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置することが申し合わせられた。

よって、総合評価方式の導入・拡大、品質確保に関する取組み等について、近畿ブロックにおける国、特殊法人等及び地方公共団体全ての公共工事の発注機関が発注者間相互の円滑な連絡調整による連携の強化と情報共有を図り、公共工事の品質確保の推進に寄与することを目的として、「近畿ブロック発注者協議会」を設立するものである。

平成20年11月13日

## 「近畿ブロック発注者協議会」設置要領（案）

### （名称）

第1条 本会は、近畿ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 協議会は、近畿地方における国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、  
公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換や情報共有などを行い、  
連携強化や発注者間相互の連絡調整を図り、もって近畿ブロックにおける公共工事の  
品質確保の促進に寄与することを目的とする。

### （事務）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整を行う。

- 一 公共工事の品質確保の促進に関する施策に対する目標設定や実施状況
- 二 その他前条の目的を達成するために必要な事項

### （協議会の構成）

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省近畿農政局整備部長及び代表府県部長をもってあてる。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

### （会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

### （幹事会の構成）

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置くものとし、幹事会の会議は、幹事長が招集する。

- なお、各府県地域において連絡調整を図るものとする。
- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
  - 3 幹事長は、国土交通省近畿地方整備局企画部長をもってあてる。
  - 4 幹事会に、副幹事長を置き、幹事長が指名する。
  - 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。

### （庶務）

第7条 協議会の庶務は、近畿地方整備局（企画部技術管理課）が関係機関の協力を得て処理する。

### （雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年11月13日から施行する。

## 第4条関係（委員）

会長	国土交通省	近畿地方整備局長
副会長	農林水産省	近畿農政局 整備部長
副会長		代表府県部長
委員	警察庁	近畿管区警察局 総務監察部長
	財務省	近畿財務局 管財部長
	財務省	大阪国税局 総務部次長
	農林水産省	林野庁 近畿中国森林管理局 総務部長
	経済産業省	近畿経済産業局 総務企画部長
	国土交通省	近畿地方整備局 総務部長
	国土交通省	近畿地方整備局 企画部長
	国土交通省	近畿地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省	近畿運輸局 総務部長
	国土交通省	大阪航空局 空港部長
	国土交通省	海上保安庁 第五管区海上保安本部 経理補給部長
	国土交通省	海上保安庁 第八管区海上保安本部 経理補給部長
	環境省	自然環境局 近畿地方環境事務所 総括自然保護企画官
	防衛省	近畿中部防衛局 調達部長
	大阪高等裁判所	会計課長
	福井県	土木部長
	滋賀県	土木交通部長
	滋賀県	農政水産部長
	京都府	建設交通部長
	京都府	農林水産部 技監
	大阪府	都市整備部長
	大阪府	環境農林水産部長
	兵庫県	県土整備部長
	兵庫県	農政環境部長
	奈良県	土木部長
	奈良県	農林部長
	和歌山県	県土整備部長
	和歌山県	農林水産部長
	京都市	建設局長
	京都市	産業観光局長
	大阪市	建設局長
	堺市	建設局長
	神戸市	建設局長
	福井市	副市長
	池田町	副町長
	大津市	副市長
	高月町	副町長
	綾部市	副市長
	井手町	参与

池田市 副市長  
能勢町 副町長  
西宮市 副市長  
神河町 副町長  
天理市 市長  
河合町 町長  
田辺市 副市長  
北山村 参事  
西日本高速道路(株) 関西支社 支社長  
本州四国連絡高速道路(株) 保全計画部長  
阪神高速道路(株) 技術部長  
関西国際空港(株) 計画技術部長  
(独) 森林総合研究所 近畿北陸整備局 上席企画役  
(独) 空港周辺整備機構 大阪国際空港事業本部 総務部長  
(独) 京都国立博物館 副館長  
(独) 奈良国立博物館 副館長  
(独) 京都国立近代美術館 館長  
(独) 国立国際美術館 館長  
(独) 奈良文化財研究所 管理部長  
(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 大阪支社 総務部長  
(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業 西日本支社 支社長  
(独) 都市再生機構 西日本支社 副支社長  
(独) 日本原子力研究開発機構 関西光科学研究所 管理部長  
(独) 日本原子力研究開発機構 敦賀本部 業務統括部長  
(独) 日本万国博覧会記念機構 総務部長  
(独) 水資源機構 関西支社 支社長  
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 事務所長

## 第6条関係（幹事）

幹事長	国土交通省	近畿地方整備局	企画部長
副幹事長	農林水産省	近畿農政局	整備部 設計課長
副幹事長	代表府県課（室）長…別紙3		
<b>幹事</b>	警察庁	近畿管区警察局	総務監察部 会計課長
	財務省	近畿財務局	宿舎技術調整官
	財務省	大阪国税局	營繕監理官
	農林水産省	林野庁	近畿中国森林管理局 森林整備部 治山課長
	経済産業省	近畿経済産業局	総務企画部 会計課長
	国土交通省	近畿地方整備局	総務部 契約管理官
	国土交通省	近畿地方整備局	企画部 技術調整管理官
	国土交通省	近畿地方整備局	企画部 技術開発調整官
	国土交通省	近畿地方整備局	総務部 契約課長
	国土交通省	近畿地方整備局	企画部 技術管理課長
	国土交通省	近畿地方整備局	港湾空港部 事業計画官
	国土交通省	近畿地方整備局	港湾空港部 港湾事業課長
	国土交通省	近畿運輸局	総務部 会計課長
	国土交通省	大阪航空局	空港部 技術管理課長
	国土交通省	海上保安庁	第五管区海上保安本部 経理補給部 経理課長
	国土交通省	海上保安庁	第八管区海上保安本部 経理補給部 経理課長
	環境省	自然環境局	近畿地方環境事務所 自然再生企画官
	防衛省	近畿中部防衛局	調達部 調達計画課長
	大阪高等裁判所 会計課長補佐		
	福井県	土木部	土木管理課長
	滋賀県	土木交通部	技術管理室長
	滋賀県	農政水産部	農政課長
	京都府	建設交通部	理事（指導検査課長）
	京都府	農林水産部	農村振興課参事
	大阪府	都市整備部	事業管理室長
	大阪府	環境農林水産部	環境農林水産総務課長
	大阪府	総務部契約局	契約総務課長
	兵庫県	県土整備部	技術企画課長
	兵庫県	農政環境部	総務課長
	奈良県	土木部	技術管理課長
	奈良県	農林部	耕地課長
	和歌山県	県土整備部	技術調査課長
	和歌山県	農林水産部	農業農村整備課長
	京都市	建設局	監理検査課長
	京都市	産業観光局	農業振興整備課長
	大阪市	建設局	工事監理担当課長
	堺市	建設局	土木部土木監理課長
	堺市	産業振興局	農政部 農業土木課長
	神戸市	建設局	技術管理室 参事

神戸市 産業振興局 農林土木課長  
福井市 財政部長  
池田町 建設課長  
大津市 総務部長  
高月町 総務課 主監  
綾部市 建設部長  
井手町 理事（事業担当）  
池田市 総務部長  
能勢町 町長公室 室長  
西宮市 都市局都市総括室 室長  
神河町 総務課長  
天理市 総務部長  
河合町 総務部長  
田辺市 総務部長  
北山村 総合政策課長  
西日本高速道路(株)関西支社 技術グループリーダー  
本州四国連絡高速道路(株) 技術管理課長  
阪神高速道路(株) 技術審査・品質管理グループ長  
関西国際空港(株) 企画グループリーダー  
(独)森林総合研究所 近畿北陸整備局 農用地業務課長  
(独)空港周辺整備機構 大阪国際空港事業本部 総務部 会計課長  
(独)京都国立博物館 総務課長  
(独)奈良国立博物館 総務課長  
(独)京都国立近代美術館 庶務課長  
(独)国立国際美術館 庶務課長  
(独)奈良文化財研究所 業務課長  
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
　　鉄道建設本部 大阪支社 総務部 経理契約課長  
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
　　国鉄清算事業 西日本支社 総務課長  
(独)都市再生機構 西日本支社 技術監理部 工務チーフリーダー  
(独)日本原子力研究開発機構 関西光科学研究所 管理部 経理課長  
(独)日本原子力研究開発機構 敦賀本部 業務統括部 調達課長  
(独)日本万国博覧会記念機構 総務部 経理課長  
(独)水資源機構 関西支社 設計課長  
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 施工管理課長